

国の施策及び予算に関する提言

(案)

中核市市長会

令和5年6月

令和6年度 国の施策及び予算に関する提言について

中核市は、「できる限り住民の身近なところで行政を行う」という地方自治の理念のもと、地域の拠点都市として近隣の市町村と連携し、経済成長のけん引や都市機能の集積・強化等を図ることにより、「活力のある地域・暮らしやすい社会」の実現を目指し、人口減少・少子高齢化をはじめとした地域の諸問題の解決に積極的に取り組んでいる。

長きにわたる新型コロナウイルス感染症との戦いの中、国と地方自治体は何度も感染拡大の波を乗り越えながら、アフターコロナの時代を見据えた模索を続けてきた。感染症法の位置づけが5類に変更され、日常を取り戻す日も近いと期待する中、ウクライナ情勢等による物価高騰は先行きが見通せない状況である。

中核市においても、国とともにこの状況に対処するとともに、予てからの課題である人口減少・少子高齢化等の諸課題に対応し、持続可能な社会を構築するため、子育て環境や教育環境の充実、DX（デジタルトランスフォーメーション）、脱炭素社会の実現に向けた取組などを着実に進めていく必要があるが、これらの財政需要に対し、税財源は十分とはいえず、財政運営は極めて厳しい状況にある。

よって、中核市がその機能や役割を十分に果たしていくためには、実態に見合った機能と税財源のより一層の充実・強化を図る必要があることから、令和6年度国の施策及び予算についての提言をまとめた。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講じるよう求める。

令和5年6月1日

中核市市長会

中核市市長会

会 長	福島市長	木幡 浩
副会長	山形市長	佐藤 孝弘
副会長	水戸市長	高橋 靖
副会長	一宮市長	中野 正康
副会長	豊中市市長	長内 繁樹
副会長	松江市市長	上定 昭仁
監 事	旭川市長	今津 寛介
監 事	鹿児島市長	下鶴 隆央
顧 問	奈良市長	仲川 げん
顧 問	倉敷市長	伊東 香織
顧 問	豊田市長	太田 稔彦
顧 問	高槻市長	濱田 剛史

函館市長	大泉 潤	岡崎市長	中根 康浩
青森市長	<small>青森市長職務代理者 副市長 能代谷 潤治</small>	大津市長	佐藤 健司
八戸市長	熊谷 雄一	吹田市長	後藤 圭二
盛岡市長	谷藤 裕明	枚方市長	伏見 隆
秋田市長	穂積 志	八尾市長	大松 桂右
郡山市市長	品川 万里	寝屋川市長	広瀬 慶輔
いわき市長	内田 広之	東大阪市長	野田 義和
宇都宮市長	佐藤 栄一	姫路市長	清元 秀泰
前橋市長	山本 龍	尼崎市長	松本 眞
高崎市長	富岡 賢治	明石市長	丸谷 聡子
川越市長	川合 善明	西宮市長	石井 登志郎
川口市市長	奥ノ木 信夫	和歌山市市長	尾花 正啓
越谷市長	福田 晃	鳥取市長	深澤 義彦
船橋市長	松戸 徹	呉市長	新原 芳明
柏市長	太田 和美	福山市市長	枝広 直幹
八王子市長	石森 孝志	下関市長	前田 晋太郎
横須賀市長	上地 克明	高松市長	大西 秀人
富山市市長	藤井 裕久	松山市市長	野志 克仁
金沢市長	村山 卓	高知市長	岡崎 誠也
福井市長	東村 新一	久留米市長	原口 新五
甲府市長	樋口 雄一	長崎市長	鈴木 史朗
長野市長	荻原 健司	佐世保市長	宮島 大典
松本市市長	臥雲 義尚	大分市長	足立 信也
岐阜市長	柴橋 正直	宮崎市長	清山 知憲
豊橋市長	浅井 由崇	那覇市長	知念 覚

提 言 目 次

【新型コロナウイルス感染症関連 5項目】 2～7ページ

○行財政関連分野 1項目 2～3ページ

1. ポストコロナ社会の新たな財政需要に対する適切な財政措置について

○教育関連分野 1項目 4ページ

2. 学校給食の食材料費高騰に対する財政支援の継続について

○保険・医療関連分野 2項目 5～6 ページ

3. 保健所体制の強化について
4. 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの安定供給と財政支援の継続について

○経済・雇用関連分野 1項目 7 ページ

5. 物価高騰に係る事業者向けの支援について

【個別行政分野提言 31項目】 10～69ページ

○行財政関連分野 5項目 10～18ページ

1. 指定金融機関が担う公金取扱い業務の安定的な継続に係る口座振込手数料の適正な経費負担に資するための財源措置について
2. 電気料金等の高騰に伴う財政需要に対する適切な財政措置について
3. 税財源配分の是正について
4. 地方交付税の総額の確保等について
5. 公共施設等の老朽化対策における地方債等の充実・改善について

○子ども・子育て関連分野 4項目

19～27ページ

6. 出産・子育て応援交付金の国庫負担の継続及び拡充について
7. 国による子どもの医療費を無償化する制度の創設について
8. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について
9. 保育人材の確保及び処遇改善について

○教育関連分野 5項目

28～35 ページ

10. いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の拡充について
11. 中学校部活動の地域移行における新たな活動に係る負担軽減について
12. 小中学校の ICT 機器の整備と活用に係る財政支援について
13. 公立小中学校等の老朽化対策等施設整備に係る財源確保について
14. 教職員定数等の充実改善と教室数の確保等に係る増改築・改修に対する財政支援について

○福祉関連分野 2項目

36～37 ページ

15. 介護職員の処遇改善と人材確保について
16. 地域生活支援事業に係る超過負担について

○保険・医療関連分野 2項目

38～43 ページ

17. 介護保険制度における国庫負担割合の引上げについて
18. 国民健康保険制度の財政基盤強化について

○環境・保健衛生関連分野 1項目

44～45 ページ

19. ゼロカーボン社会実現に向けた取組について

○都市整備関連分野 5項目

46～55 ページ

20. 原油価格・物価高騰により財政状況が悪化する水道事業・下水道事業への財源措置について
21. 水道施設耐震化等整備に関する財源措置について
22. 下水道施設の改築等への国費支援の継続について
23. 地域公共交通の確保維持に係る支援等について
24. 道路ストックの老朽化対策における確実な財政措置について

○防災・消防関連分野 3項目

56～61ページ

25. 頻発する大規模水害に備えた治水対策の推進と財政支援の拡充について
26. 緊急防災・減災事業債の拡充・継続について
27. 消防防災施設整備費補助金の補助対象事業の拡充及び補助基準額の見直しについて

○情報化施策関連分野 4項目

62～69 ページ

28. マイナンバーカードを取得しやすい環境の整備について
29. 自治体情報システムの標準化について
30. デジタル庁発足及び自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に伴う行政事務のデジタル化に係る支援について
31. 社会保障・税番号制度の円滑な施行について

【東日本大震災関係 1項目】

72～75ページ

1. 被災自治体に対する財政支援等について

【原子力発電所事故関係 4項目】

78～89ページ

1. 東京電力㈱福島第一原子力発電所事故による長期避難者について
2. 原子力発電所の確実な安全対策について
3. 除染対策について
4. 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について

新型コロナウイルス感染症関連

1. ポストコロナ社会の新たな財政需要に対する適切な財政措置について

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、行政デジタル化の推進や「新たな日常」の構築に向けた環境整備などに多額の経費が見込まれるとともに、深刻な打撃を受けた地域経済の回復には、相当な期間の継続した支援が必要となること等を踏まえ、ポストコロナ社会に対応するための新たな財政需要に対し、地方の財政運営に支障が生じないよう適切な地方財政措置や交付金制度による支援を図ること。

なお、交付金の算定においては、財政力指数にかかわらず、必要経費を適切に見極めた配分を行うこと。

◆詳細説明

新型コロナウイルス感染症へ対応するため、地方公共団体は、これまで、各団体の一般財源や国・県からの補助金等を活用し、各種感染症対策や地域経済の支援策など、迅速かつ適切な対応に努めてきたところである。しかし、感染症の影響に伴う経済の停滞により、地域経済の早期の回復は見通せない一方で、社会保障関連経費の更なる増加や、激甚化・頻発化する自然災害への対応、公共施設等の老朽化などの諸課題に対応していく必要がある。

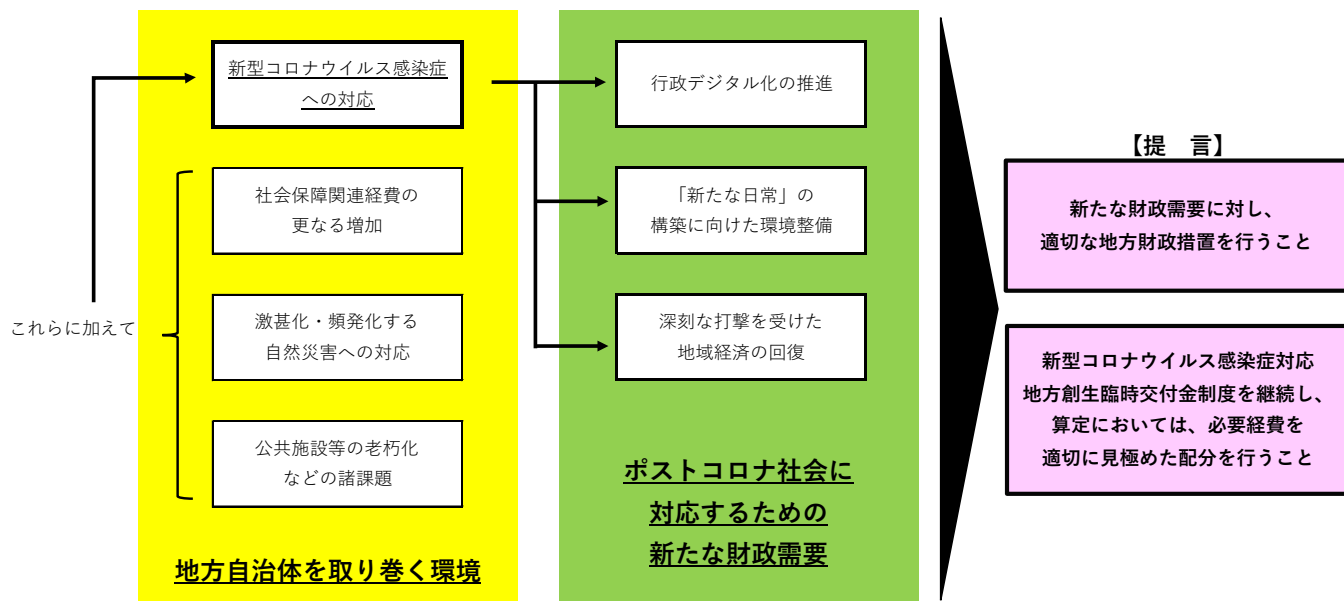
さらに、保健所を運営する中核市においては、現場の最前線で、感染症への対応に当たりながら、コロナ禍を契機に喫緊の課題となった行政デジタル化の推進や、「新たな日常」の構築に向けた環境整備、深刻な打撃を受けた地域経済や市民生活への継続的な支援が求められるなど、極めて厳しい財政運営を余儀なくされている状況である。

このため、地方の財政運営に支障が生じないよう、ポストコロナ社会における新たな財政需要についても、的確に地方財政計画に反映すること。また、地域の実情に応じた効果的な取組が実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を継続するなど、弾力性が高く、事務負担の少ない交付金制度による地方財政への支援を図ること。

加えて、現行の交付金の算定においては、財政力指数に応じて大きく交付額が変動する仕組みであることから、感染症対策の規模に応じ、必要経費を適切に見極めた配分となるよう、算定方法の見直しを行うこと。

行財政関連分野（新型コロナウイルス感染症関連）

ポストコロナ社会の新たな財政需要に対する適切な財政措置について



2. 学校給食の食材料費高騰に対する財政支援の継続について

学校給食における食材料費等が高騰する状況において、保護者負担となる給食費を引き上げることなく、児童生徒に必要な栄養摂取量を満たしたおいしい給食を安定的に継続して提供するため、国庫負担による財政措置を継続すること。

◆詳細説明

令和4年度、国は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設した。このことにより、コロナ禍において食材料費等が高騰する中であっても、各自治体は保護者から徴収した給食費の範囲内で、児童生徒に栄養バランスや量を保った学校給食を継続することができた。

今後新型コロナウイルス感染症が収束した後も、保護者の負担を増やすことなく、児童生徒が安心して給食を食べられる環境を継続するため、ウクライナ情勢等の影響による食材料費の高騰が続く限り、同交付金又は同様の財政措置を継続すること。

3. 保健所体制の強化について

保健所においては、新型コロナウイルス感染症への対応業務が継続することに加え、未知なる感染症の発生など、今後起こりうる新たな感染症危機に迅速かつ的確に対応することができる体制を構築する必要があることから、保健師などの専門職のほか、事務職を含めた必要な職種の正職員等（緊急時に保健所に配置する本庁等の正職員を含む。）を確実に確保できるよう、適切な財政支援を講じること。

また、対応業務のうち医療調整等においては、保健所体制に限らず都道府県における広域的、一元的な対応が可能となる体制づくりも重要であることから、その確実な推進に向け必要な措置を講じること。

◆詳細説明

現在、保健所における新型コロナウイルス感染症対策では、保健師などの専門職のほか、事務職を含めた様々な職種が365日体制で対応に当たっているが、急激な感染拡大が繰り返される中で、絶対的な人員不足が課題となっている。

このような中、保健所においては、次の感染症危機に備え、感染の初期段階から、より迅速に、より効果的に対策を講ずるための体制強化も行っていかなければならない。

このような体制を構築するためには、保健師などの専門職のほか、事務職を含めた様々な職種の正職員等を適時に確保することが不可欠であることから、体制の整備に向けた国による適切な財政支援を確実に講じること。

また、人員体制の強化を図る一方で、高齢者施設等が多く、近隣市町からの患者受入れも多くなるという中核市の特性から、感染拡大時には入院調整が困難となるケースが多くなるため、医療提供体制の確保にも対応する必要がある。

こうしたことから、限りある医療資源を有効活用し、適切に医療につなげるためにも、各都道府県内における広域的なコントロール機能を発揮できる体制の整備を強力に支援すること。

4. 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの安定供給と財政支援の継続について

新型コロナウイルス感染症の予防接種が、予防接種法に位置付けられ、定期接種となった場合も、ワクチンの安定供給と直接補助による財政支援を継続すること。

◆詳細説明

現在、予防接種法に基づく定期接種に係る費用については、地方交付税措置となっている。

今後、新型コロナウイルス感染症の予防接種が定期接種の扱いとなる場合は、ワクチン接種に係る費用負担も大きいことから、引き続き、国庫補助負担金による財政支援を継続するとともに、市民に対し、必要な時期に確実に接種できるよう、ワクチンの安定供給を図ること。

5. 物価高騰に対する事業者向けの支援について

新型コロナウイルスの感染拡大が以前より収まりつつあるものの、依然として事業者への影響は続いており、更に追い打ちをかけるように、物価の高騰が続いている。

今後も多くの中小企業や個人事業主等の商工業者が経営の危機に瀕する状況が続くことが想定されるため、その対策として、引き続き、物価高騰に係る支援を行うこと。

◆詳細説明

ウィズコロナへの移行が進み、社会経済活動の正常化が進展する一方で、ロシアによるウクライナ侵略を背景としたエネルギー・原材料価格の上昇や円安の影響などによる物価高騰が続いており、中小企業や個人事業主をはじめとする商工業者は依然として厳しい経営を強いられている。

こうした中、国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」および「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」等に基づき、原油価格や電気・ガス料金の価格上昇抑制等が実施されたほか、各自治体においては地方創生臨時交付金を活用したきめ細かな支援が行われているところである。

今後も物価は高い水準で推移していくことが想定されることから、多くの中小企業や個人事業主等の商工業者が経営継続の危機に瀕する状況が生じることのないよう、引き続き、機動的な経営安定支援策を講じること。

個別行政分野提言

1. 指定金融機関が担う公金取扱い業務の安定的な継続に係る口座振込手数料の適正な経費負担に資するための財源措置について

指定金融機関が担う公金取扱い業務は地方自治体において重要かつ不可欠なものであるが、指定金融機関から業務継続のための大幅な経費負担の引き上げの要望が出され、応じられない場合には指定の辞退の申出も行われるなど、指定金融機関制度の維持が喫緊の課題となっている。

このため、公金収納等事務の効率化・合理化とともに経費負担の適正化が必要であるが、令和 6 年 10 月から「内国為替制度運営費」が公金の振込にも適用されることに伴い、さらに多大な手数料負担が見込まれることから、公金支出の公益的性質に鑑み、各指定金融機関が設定する手数料の差異によって地方公共団体間で異なる手数料とならないよう、国において金融機関の団体等と協議し単価の上限を定めるとともに、その所要経費について財源措置を講じること。

◆詳細説明

各地方公共団体（以下、「団体」という）においては、令和 4 年 3 月 29 日付総務省自治行政局行政課長及び総務省自治税務局企画課長連名発出の「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」の主旨も踏まえ、適切な経費負担への見直しに取り組むとともに、特に公金の収納においては、コンビニバーコードによる収納や地方税統一 QR コードによる収納への積極的な対応を推進し、指定金融機関の負担軽減にも取り組んでいるところである。

一方で、公金の支出にかかる口座振込手数料については、これまで無料とされてきた「銀行間手数料」が、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」へ移行され、令和 6 年 10 月から給与支給等を除く公金の振込についても適用されることに伴い、指定金融機関における被仕向け銀行への公金振込には 1 件 62 円（税別）の手数料負担が生じることとなる。

すでに一部の団体においては口座振込手数料も含めた経費負担を行っているが、その他の多くの団体においては、これを契機として指定金融機関から口座振込にかかる経費負担を求める強い要望が出されているところであり、各団体としても引き続き指定金融機関による公金取扱いを継続していくためには、これに応じざるを得ない状況である。

しかし、口座振込手数料にかかる指定金融機関の行内規定単価は 1 件 100 円（税別）～600 円（税別）の範囲で設定されており、中核市においては年間数十万件（人口規模の 1.4 倍前後と推察）の振込件数があるため、その手数料負担は数千万円にのぼり、場合によっては 1 億円を超える金額になるものと想像される。

行財政関連分野（個別行政分野提言）

また、各指定金融機関が規定する単価は個々にみれば各々適正な価格であっても、その単価が各団体によって大幅に異なることは、公金支出の公益性質に鑑みれば適正なものとは言い難く、他団体に比べ大幅な負担増となる団体においては、当該団体の住民等に対する説明責任を果たすことも困難なものとなる。

以上から、経費負担の適正化を推進し指定金融機関制度を維持するとともに、口座振込にかかる手数料の適正な負担が各団体の財政運営に影響を与えないよう、国が全国銀行協会等の銀行団体と協議して単価の上限を定めるとともに、その所要額について財源措置を設けること。

①指定金融機関の振込に要する経費

□現在

自行内の送金
処理費用のみ

□令和6年10月から

自行内の送金処理費用 + 他行(被仕向銀行)の入金処理費用等
1件68.2円(税込)※

※「内国為替制度運営費」として(一社)全国銀行資金決済ネットワークに支払い

②自治体の負担にかかる課題

○経費負担の大幅な増加

○指定金融機関により負担額に差異

想定されるイメージ(例:振込件数50万件)

自治体	指定金融機関	税込単価※	年間負担額
A市	D行	70円	3,500万円
B市	E行	110円	5,500万円
C市	F行	660円	3億3,000万円

※D行: 62円×1.1≒70円、E・F行: 行内規定料金

2. 電気料金等の高騰に伴う財政需要に対する適切な財政措置について

全国で共通する、庁舎や公共施設等における電気料金等の増嵩による地方自治体の財政需要の増加については、地方財政計画へ適切に反映し、必要な財政措置を確実に講ずること。

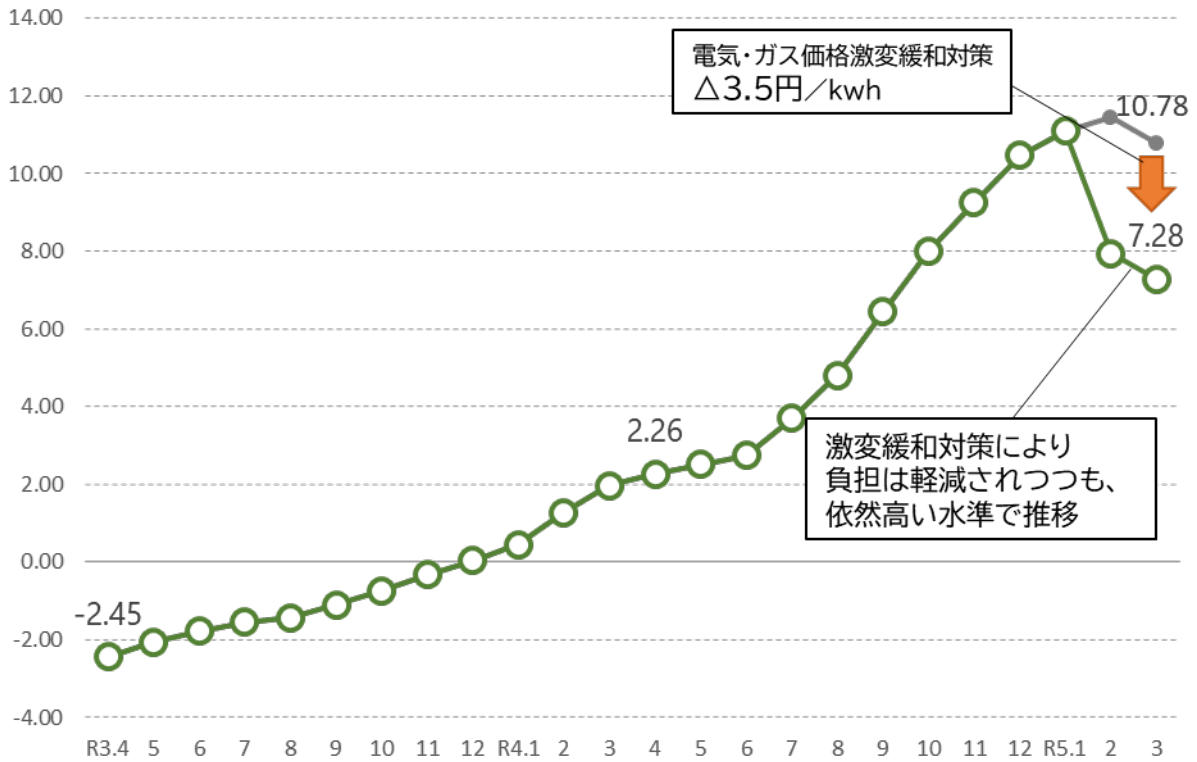
◆詳細説明

ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇や、急激な円安の影響などにより、原油をはじめとしたエネルギーや、農林水産物等の様々な原材料・資材価格の高騰は、国民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼしている。

中でも電気料金については、いわゆる新電力と呼ばれる小売電気事業者の事業撤退や経営破たんが相次いでおり、新たな契約先を見つけられない場合は最終保証供給を利用するしかない状況となっている。契約を更新できる場合においても契約単価は大きく値上がりしており、地方自治体においても、庁舎や公共施設等にかかる電力料金の増嵩は財政運営を大きく圧迫している。

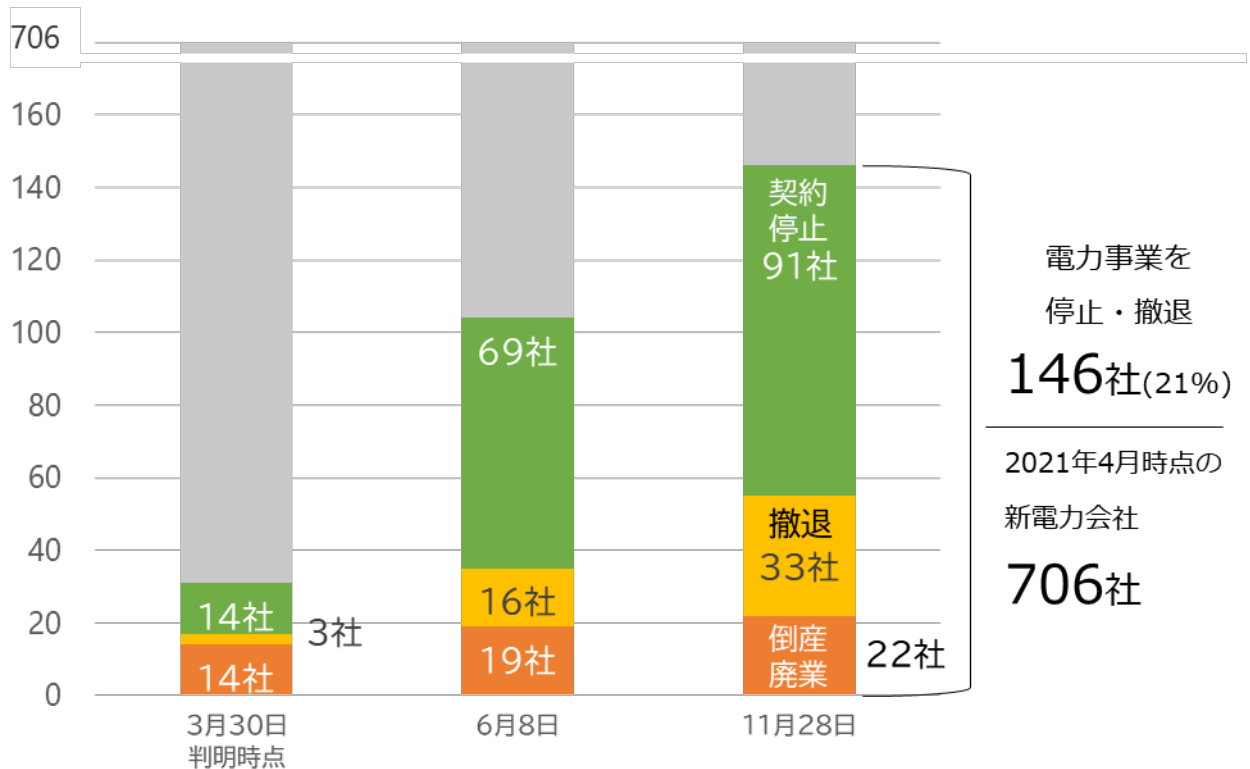
令和5年度地方財政計画において、自治体の施設の光熱費高騰への対応として、一般行政経費(単独)が増額されたところではあるが、物価高騰に伴う電気料金等の高騰は全国的な課題であり、長期化も見込まれることから、その財政需要の増加についても、地方財政計画へ適切に反映し、必要な財政措置を確実に講ずること。

燃料費調整費(高圧)の推移 (主要電力9社平均)



参考:新電力ネット「燃料費調整単価の推移」より

新電力会社の事業撤退動向



【対象】2021年4月時点の新電力会社

出典:株式会社データバンク「特別企画:「新電力会社」事業撤退動向調査(11月)より

3. 税財源配分の是正について

中核市特有の財政需要に対応した税財源の拡充・強化を図るとともに、国と地方、都道府県と基礎自治体の役割分担を抜本的に見直し、国又は都道府県からの包括的な権限移譲と併せて税源移譲等を明確化するなど、中核市が担う事務と責任に見合う税財源の配分を行うこと。

特に、事務配分の特例として中核市に移譲される事務に必要な財源については、これまでの移譲分も含め、市民サービスの提供者と税の徴収権者を一致させることの観点から見直し、都道府県税からの税源移譲を行うなど、税制上の措置を講じること。

◆詳細説明

中核市においては、高次都市機能の集積のための基礎整備、防災対策の強化をはじめとする特有の財政需要が増加していることから、中核市への税源配分を拡充・強化すること。

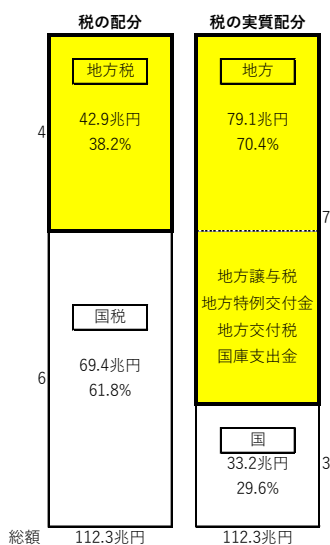
現状における国・地方間の税の配分「6:4」と、地方交付税、国庫支出金等を含めた税の実質配分に依然として大きな離れがある点を踏まえ、まずは国・地方間の税の配分「5:5」の実現を図ること。さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、地方税の配分を高めること。

また、国と地方の関係に留まらず、都道府県と基礎自治体の関係においても役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、税源移譲を行うこと。

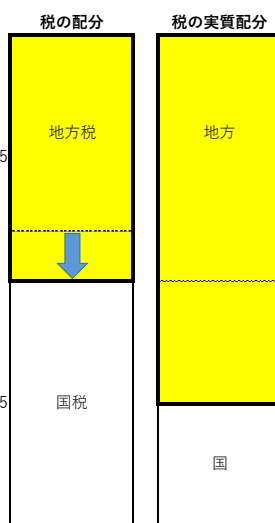
中核市には、事務配分の特例により都道府県の事務・権限が移譲されているが、移譲された事務に必要な財源については、税制上は事務・権限にかかわらず画一的で不十分なものとなっている。中核市市民は、中核市から当該事務に関する行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は都道府県税として納税しているなど、市民サービスの提供者と税の徴収権者が一致していないねじれ関係が発生していることから、都道府県税からの税源移譲による税源配分の見直しを行うこと。

行財政関連分野（個別行政分野提言）

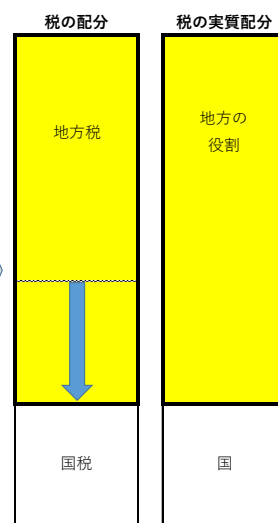
《現状》
国 6：地方 4



《まずは》
国 5：地方 5



《さらに》
国と地方の役割分担
に応じた「税の配分」



税源移譲

税源移譲

真の分権社会の実現

令和5年度地方財政対策等より

4. 地方交付税の総額の確保等について

地方交付税については、中核市が直面している財政需要の増加を地方財政計画に的確に反映させた上で、必要な総額を確保するとともに、財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

恒常的に生じている地方財源不足への対応は、臨時財政対策債による負担の先送りによるものではなく、法定率の更なる見直しなどにより、臨時財政対策債制度の廃止と併せて財源不足の解消を図ること。さらに、これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、確実に財源措置を講じること。また、地方単独事業を含む財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

併せて、地方の財源不足額の解消が図られるまでの間は、臨時財政対策債の算出方法である財源不足額基礎方式について、財政力の高い地方公共団体ほど臨時財政対策債の発行割合が多くなり、地方交付税が減額されてしまうことから、その算定方法を見直すこと。

◆詳細説明

地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源として、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視すること。

地方交付税の総額については、国の財政健全化を目的とした削減や国の政策目的を達成するための手段として用いるような削減は決して行うべきではなく、地方財政計画において、中核市などの都市自治体の財政需要や地方税などの収入を的確に見込み、標準的な行政サービスの提供に必要な額を確保すること。

恒常的に生じる地方財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行等による地方への負担転嫁や先送りではなく、地方交付税法定率の更なる引上げによって対応すること。また、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費や地域社会再生事業費などを堅持し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

臨時財政対策債の算定方法としての財源不足額基礎方式は、財政力の高い地方公共団体ほど発行割合が高くなることに加え、平成27年度から中核市については、一般市と異なる算定方法となることにより、更に発行割合が高くなっている。

こうした財政力や地方公共団体の区分により算定方法を差別化することと、各地方公共団体が臨時財政対策債に財源を求める趣旨とは何ら関連性がないため、このような算定方法を見直すこと。

行財政関連分野（個別行政分野提言）

■ 普通交付税等の状況

（単位：億円）

		令和4年度	
		金額	割合
普通交付税	全国総額	169,705	90.5%
	市町村分	78,662	90.5%
	中核市	8,729	83.6%
臨時財政対策債発行可能額	全国総額	17,805	9.5%
	市町村分	8,261	9.5%
	中核市	1,713	16.4%
普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額	全国総額	187,510	100.0%
	市町村分	86,923	100.0%
	中核市	10,442	100.0%

5. 公共施設等の老朽化対策における地方債等の充実・改善について

令和4年度地方財政計画において、公共施設等適正管理推進事業債の措置内容が拡充され、事業期間が令和8年度まで延長されるとともに、脱炭素化事業の新設や対象施設の拡充が図られるなど、一定評価できる面もあるが、事業債の対象に公用建物も加えるなど更なる拡充を図るとともに、市町村役場機能緊急保全事業の適用や、除却に係る財政措置を講じるなど、地方財政措置による十分な支援を図ること。

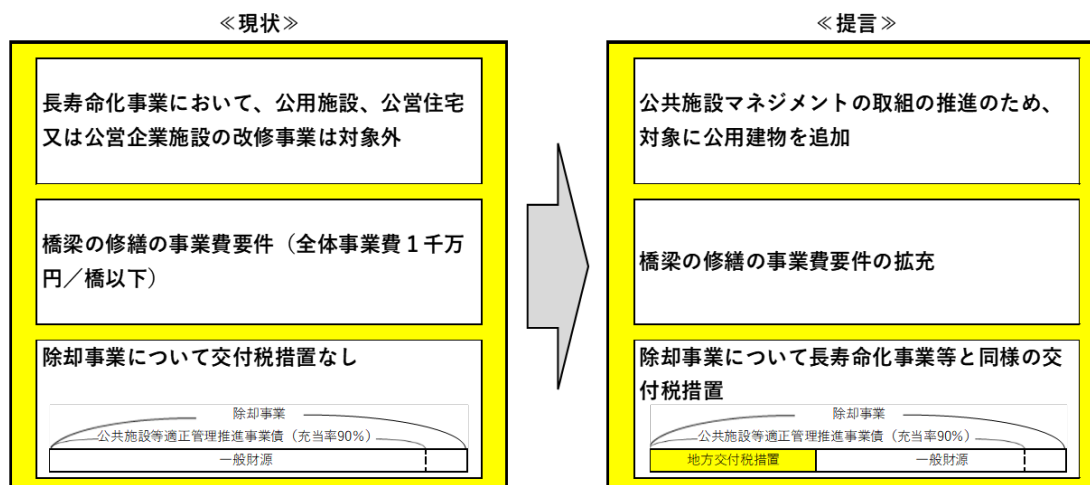
◆詳細説明

近年、公共施設の老朽化が進行しており、厳しい地方財政の中、既存施設の複合化や長寿命化が喫緊の課題となっている。

令和4年度地方財政計画において、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するための「公共施設等適正管理推進事業費」について、事業期間が令和8年度まで延長されるとともに、脱炭素化事業が新設されるなど事業費が拡充されたが、市町村役場機能緊急保全事業は令和3年度から引き続き対象外とされている。市町村役場機能の検討には時間を要するため、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の本庁舎については、地方債資金確保の面からも長期的な対象とすること。

さらに公共施設マネジメントの取組については、公共用建物だけでなく公用建物も含めて推進していく必要があることから、対象に公用建物も加える必要があり、あわせて、公共施設等の集約化・複合化を推進していく上で不可避である除却に係る地方財政措置を充実させるなど、さまざまな支援を行うこと。

公共施設等の老朽化対策における地方債の充実・改善について



6. 出産・子育て応援交付金の国庫負担の継続及び拡充について

少子化対策及び、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備は、国全体の喫緊の課題である。妊婦時から出生、子育て期にかかる経済的支援と伴走型相談支援をパッケージで行う「出産・子育て応援交付金」は、継続的に実施することにより、政策効果が期待されるものであるため、令和6年度以降は、国の責任において恒久的な制度として全額国費で事業を実施できるよう財政措置を行うこと。

◆詳細説明

出産・子育て応援交付金は、令和4年10月28日に閣議決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の中の「少子化対策、子ども・子育て世代への支援」のひとつとして、令和4年度第2次補正予算において措置され、妊娠届出時及び出生届出後における各5万円相当（合計10万円相当）の経済的支援と、妊娠時から出産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援を一体的に実施する事業となっている。

当該事業は、特別定額給付金のような一時的な経済支援とは異なり、伴走型相談支援とパッケージとなっており、少子化対策、子育て家庭に対する寄り添った支援策として政策効果を発揮するためにも、今後継続的に実施していくことが極めて重要であると考えられる。

また、事業の財源内訳は国：2／3、都道府県：1／6、市区町村：1／6とされているが、実際に給付や相談事務を担う市町村の負担は、財源内訳以上に多大になることが懸念される。

については、国全体の喫緊の課題である少子化対策及び、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備をさらに前進させるためにも、令和6年度以降は国の責任において、恒久的な制度として、全額国費で事業を実施できるよう財政措置を行うこと。

7. 国による子どもの医療費を無償化する制度の創設について

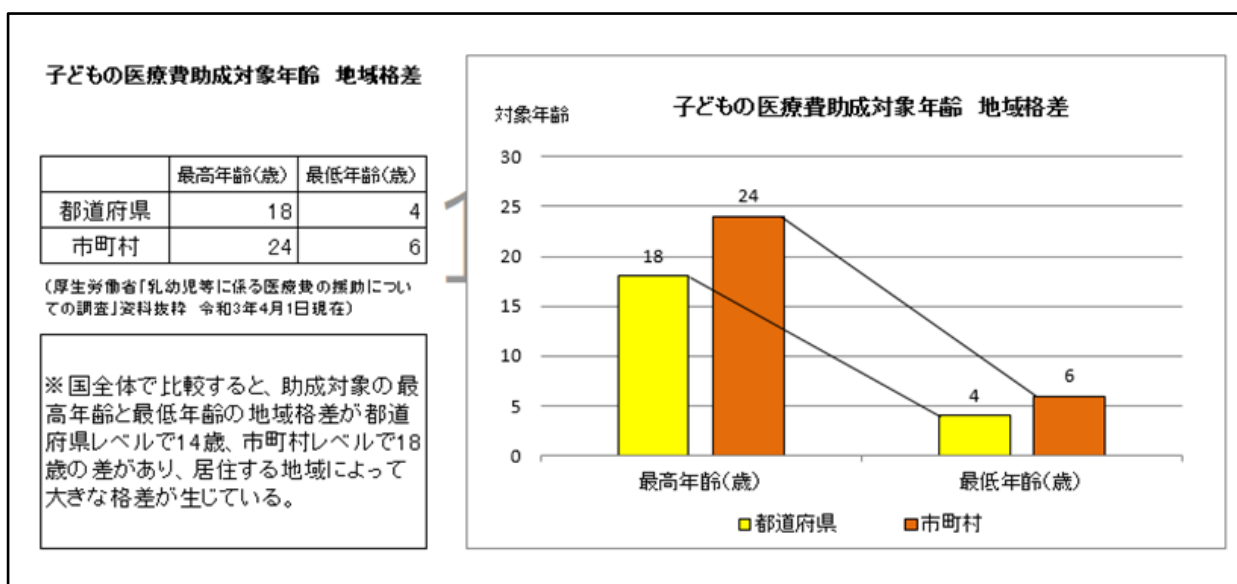
子どもの健全な成長を確保し、子育て家庭の経済的負担を軽減する子どもの医療費助成制度は全国の地方公共団体で実施されているが、地方公共団体間で認定基準や助成範囲が異なり、住む地域によってサービスに格差が生じている。

自治体間の格差を是正し、全ての国民が安心して子どもを産み育てられる環境の実現のため、子どもの医療費を無償化する制度を国の制度として創設すること。

◆詳細説明

子どもの健全な成長を確保するため、子育て家庭の経済的負担を軽減する子どもの医療費助成制度は、全国の自治体で実施されている。都道府県ごとに認定基準や助成範囲が設定されており、市町村は都道府県の制度を活用し、医療費の自己負担に対して助成を行っている。都道府県の制度に加え、独自に対象者の拡大や負担軽減を図る助成を行う市町村も多く、市町村間で認定基準や助成範囲（助成対象年齢、所得制限、一部自己負担額等）において制度の格差も大きいなど、住む地域によってサービスに格差が生じている。

どこに住んでも、等しく安心して子どもを産み育てることのできる環境を保障するのは、国の責務である。また、子育て支援策の拡充は、国としても喫緊の課題となっている少子化対策にもつながるものであることから、国において子どもの医療費を無償化する制度を早期に創設するとともに、十分な財政措置を行うこと。



8. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童健全育成事業に係る財政支援について、次のとおり要望する。

- ①放課後児童クラブの利用料について、低所得者世帯やひとり親家庭世帯に対する減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ②学校施設への放課後児童クラブ整備に伴い生じる既存教室の移設費用についても補助対象とすること。併せて「放課後児童クラブ支援事業」における賃借料補助については、補助対象が平成27年度以降に新たに実施する場合等と限定されているため、補助制度の見直しを行うこと。また子ども・子育て支援整備交付金における創設整備補助基準額を増額すること。
- ③放課後児童クラブにおける人材確保並びに、質の維持及び向上を図るため、放課後児童支援員等処遇改善等事業及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の恒久化及び補助要件等の見直しを行うこと。併せて、放課後児童健全育成事業の運営等に対する補助基準額を増額すること。また、保育対策総合支援事業費補助金における保育士宿舍借り上げ支援事業の対象施設に放課後児童クラブを追加すること。
- ④障がい児の受入れにおける補助基準額を増額すること。

◆詳細説明

近年、社会状況の変化などにより放課後児童クラブの登録児童数が年々増加し、その果たす役割がますます重要になってきている。

①放課後児童クラブの利用料について

放課後児童クラブを利用する児童のうち、低所得者世帯などの経済的負担を軽減するため利用料の減免など各種施策を行っているが、各自治体の財政状況に左右されることなく、国の施策として全国一律の制度として創設すること。

②放課後児童クラブの施設整備について

国においては、「新・放課後子ども総合プラン」の中で、放課後児童クラブについて、待機児童解消を目指し、また学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指すとしている。

しかしながら、放課後児童クラブを学校施設に整備するに当たり、転用可能な教室に限られており、既存教室を移転して整備する必要があるが、その移設先を整備する費用は補助対象外となっている。そのため、放課後児童クラブとして使用する教室の代替教室の整備についても国による支援を行うことで学校施設の活用促進が図られると考える。併せて、改築取得において、仮設施設整備工事費は補助の対象となっているものの、学校施設内の転用可能な教室が生じるまでの間、リースで使用してい

た仮設のプレハブの購入費用については、補助対象外となっている。そのため、仮設のプレハブの購入費用についても国による支援が必要である。また、放課後児童クラブ支援事業の賃借料補助については、放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図ることを目的として、平成27年度に創設されたが、補助の対象を平成27年度以降に新たに実施する場合や、児童数の増加に伴い実施場所を移転し、支援の単位を分けて実施する場合など、新たに受け皿の確保を図るものに限定しているため、平成26年度以前に実施している事業実施団体との間に不均衡が生じていることから、制度の見直しを行うこと。

③放課後児童クラブの人材確保等について

放課後児童支援員等の年齢層は比較的高く、常勤職員として長年にわたり勤務する若年層の放課後児童支援員等は、ごく少数である。これは、家庭を維持しながら生業とするには、賃金の面から困難であることが理由の一つであると推察される。

国は平成27年から、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を、平成29年度から、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施しているが、放課後児童支援員等の処遇改善は未だ十分ではなく、慢性的な人材不足の傾向がみられることから、制度設計を見直し、より活用しやすいものとするを含め、根本的な改善を行うこと。

また、現行の処遇改善に係る各事業を実施してもなお、十分な賃金水準には至っていないことから、放課後児童支援員等の根本的な賃金改善のためには、放課後児童クラブの運営等に対する補助基準額を増額とする国の財政措置をすること。

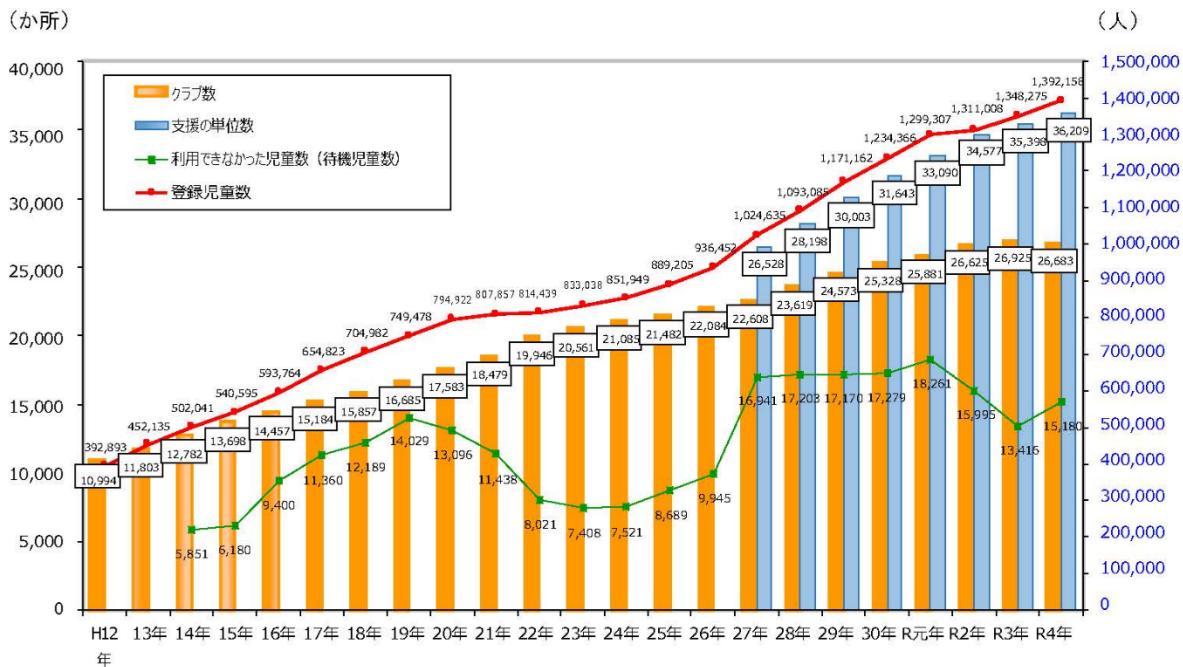
併せて、保育士宿舍借り上げ支援事業において放課後児童クラブは対象施設となっておらず、放課後児童支援員等に対し働きやすい環境を整備することは他の施設同様に必要であるため、対象施設に追加すること。

④放課後児童クラブの補助基準額増額

放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れクラブ数や受入れ児童数は年々増加しており、放課後児童クラブの実情にあった基準額の増額が必要である。特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるように障害児受入強化推進事業における障害児の受け入れ人数及び配置職員の人数に相応した補助基準額の増額を行うこと。

子ども・子育て関連分野（個別行政分野提言）

[クラブ数、支援の単位数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



※「令和4年（2022年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」厚生労働省資料抜粋
（令和4年（2022年）5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在））

9. 保育人材の確保及び処遇改善について

保育の担い手となる保育人材の確保・定着のため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額を図るとともに、施設が安定的な運営を確保できるよう保育士配置基準及び公定価格の見直し、並びに人材確保事業においては地域の実情、需要に見合った制度見直しにより、適正な財政措置を講じること。

◆詳細説明

待機児童の解消に向けた保育施設の整備等により利用定員の拡大が進められる中で、保育士等の確保・定着が全国的に課題となっている。一方、少子高齢化の進展により、入所児童数は長期的に減少傾向にある。公定価格は入所児童数に応じて給付費が算定される仕組みであるため、入所児童の減少は施設の安定的な運営に影響を及ぼすことになる。保育士等の雇用の確保・定着のためには、保育士配置基準を見直し、業務負担の軽減を図り、併せて、職員の処遇改善を図ることが有効である。令和4年2月には、収入を1人当たり月額3%（9,000円）程度引き上げるための保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業が実施され、同事業は令和4年10月に処遇改善等加算Ⅲとして公定価格に組み込まれたところだが、補助（加算）額の算定の基礎となる職員数は施設の実配置数によらず公定価格上の職員配置数とされているため、施設によっては意図した改善額に満たない場合がある等、十分な改善がなされたとは言えない。

よって、保育人材の確保・定着を図り、保育需要の増減に左右されない安定的な運営が行えるようにするため、保育士配置基準の見直し及び公定価格の地域区分による格差の是正並びに基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額等の見直しを行うこと。

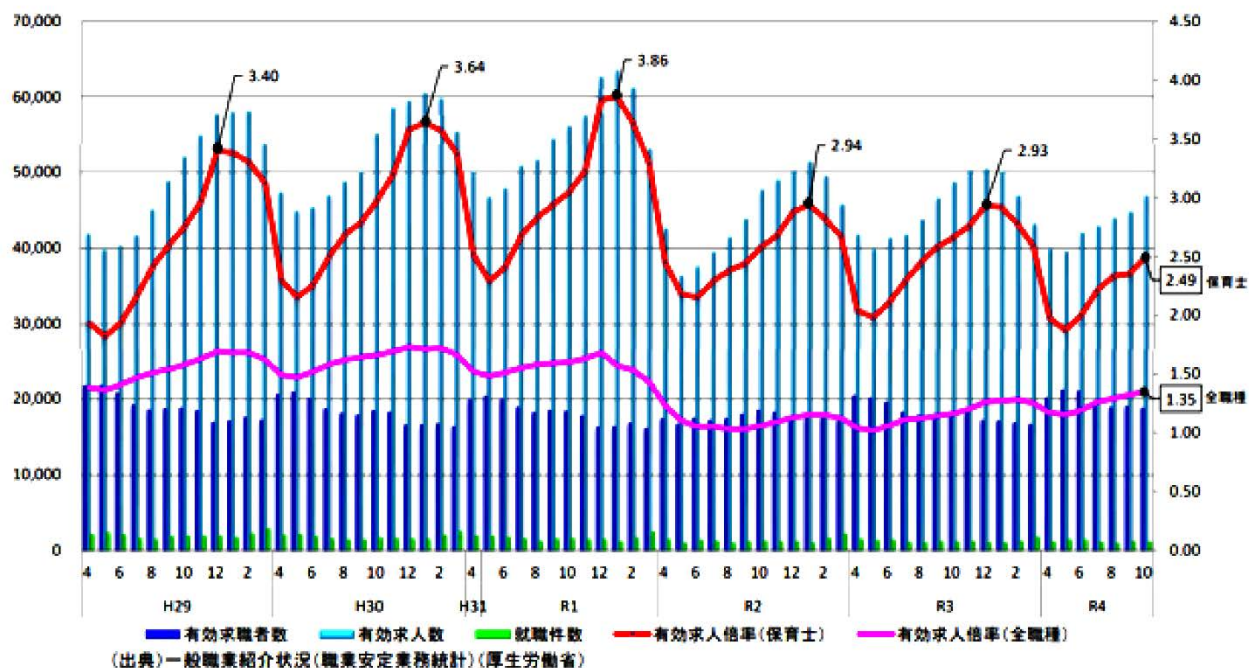
また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、保育現場では常に感染症対策を行っていることから、現在、保育対策総合支援事業として実施している感染症対策に係る費用補助を公定価格の基本分単価に含め、施設が必要な感染症対策を柔軟に取り組むことができるよう公定価格を見直すこと。

保育対策総合支援事業費補助金のうち保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）については、今般のコロナ禍における保育士の負担軽減効果を期待し、需要が増大している。施設においては、補助金を財源に導入計画を立てており、交付決定後に業者選定等を経て、年度内に事業を完了させる必要があるが、近年特に交付申請時期が遅く、交付決定も遅れることから、施設の事業実施に支障をきたしている。保育対策総合支援事業費補助金は、保育士の負担軽減、保育人材の確保において施設からのニーズがあり、施設においては継続的・計画的に

子ども・子育て関連分野（個別行政分野提言）

実施すべき事業であるため、年度当初から対応ができるよう、早期の交付決定を行うこと。また、保育士宿舎借り上げ支援事業においては、幼稚園教諭にも対象を拡大し、地域の実情に合った施策として活用しやすいよう適正な財政措置を行うこと。

保育士の有効求人倍率の推移（全国）*



10. いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の拡充について

中核市が実情に応じたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用できるよう、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を拡充すること。

◆詳細説明

不登校、いじめ、発達障害、虐待、貧困等の問題を抱える児童生徒が全国的に増加しており、その早期発見・早期対応に向けて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員し、活動を充実させることが急務となっている。

現在、国のいじめ対策・不登校支援等総合推進事業におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に対する国庫負担は1/3と低く、さらに、中核市はスクールカウンセラーの配置について補助対象となっていない。

については、実情に応じたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置により、教育現場が抱える多様なニーズに早急に対応するための教育相談体制が整備できるよう、制度全体の国庫補助率を引き上げること。

11. 中学校部活動の地域移行における新たな活動に係る負担軽減について

中学校部活動の地域移行について、学校と地域の文化・スポーツ団体等が協力して新たな地域クラブ活動に取り組むための環境整備に向け、制度を構築すること。また、地域移行を進める上で生じる新たな財政負担について、自治体や保護者に対し、国において十分な財政支援を行うこと。

学校教育法施行規則第78条の2の部活動指導員について、報酬や費用弁償などに関する補助制度を更に充実させるとともに、雇用以外（委託や派遣、謝礼金等）であっても部活動指導員業務ができるよう制度改正を行うこと。

◆詳細説明

国は令和5年度より中学校部活動を段階的に地域移行していくことを示しており、各自治体では地域指導者の配置や地域の文化・スポーツ団体等への業務委託等の新たな財政負担が生じることが見込まれているため、各自治体に対し十分な財政措置を講じること。また、地域移行による過大な保護者負担が生じることが現実的ではないことから、国の責任において財政負担のスキームを明確にし、経済的に困窮する家庭などにおいて、文化活動やスポーツをしたいと望む生徒が活動機会を失うことのないよう、国において必要な措置を講じること。

活動の担い手となる事業主体や地域指導者は複数の自治体にわたって活動することが想定されることから、国において事業主体等を育成・支援すること。また、部活動の指導を希望する教職員が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、その契約形態など具体的な運用方法を提示すること。

加えて、部活動指導員（学校教育法施行規則第78条の2）について、雇用以外（外部委託、派遣、謝礼金等）での任用を可とするよう、法令等の改正を図るとともに、部活動指導員配置事業費補助金について、部活動の活動時間の前後等の関連業務も補助対象とすること。また、国において指導員向けの研修（動画作成など）を行うこと。

12. 小中学校のICT機器の整備と活用に係る財政支援について

「GIGAスクール構想」を持続可能で実効性のあるものとするため、LTEモデルを含めた学習用端末の通信費、機器の更新費用及び学級増に伴う充電保管庫の設置費用などのランニングコスト、GIGAスクール運営支援センター等の学校現場への支援体制構築のほか、MEXCBTや学習eポータルを導入に向けて、自治体がセキュリティ対策や通信ネットワークの整備・増強等を実施するための費用も含めて、必要に応じて国庫補助により十分かつ継続的な財政支援を講じること。特に、学習用端末の更新については、当初導入時と同様に国が先導して、民間事業者と連携した国庫補助による財政支援を行うとともに、端末調達に係るモデル例や端末更新スキームを早急に示すこと。

ICT支援員やGIGAスクール運営支援センターについては、令和5年度以降も十分な財政措置を講じ、学習支援ソフトやコンピュータ教室の維持・更新に係る費用を交付対象に含めるなど、財源措置を拡充すること。

学習者用デジタル教科書については、紙の教科書と同様に全額国費負担とすること。

授業目的公衆送信補償金制度については、児童生徒だけでなく、保護者等のオンデマンド動画等（リアルタイムでなくホームページ等を介した動画等）による授業視聴についても対象範囲とするよう制度改正を行い、国費負担となるよう財政措置を講じること。

「GIGAスクール構想」の実現ロードマップに示されたデジタル教科書やMEXCBT、学習eポータル等を用いた具体的な教育実践イメージを示すこと。

◆詳細説明

国は「GIGAスクール構想」の実現を掲げ、急速な学校のICT化を進めているが、機器等のランニングコストや学級増への対応、ICTを活用するための人的支援やセキュリティの確保、必要な通信ネットワークの整備・増強等に係る国からの補助は不十分であり、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを全国の学校現場で実現・持続させるため、継続的かつ十分な財政措置を講じること。特に、学習用端末については、当初導入時にはコロナ禍拡大による学びの保障のため1人1台端末の早期実現に向けた国主導の緊急パッケージが示されたが、端末更新時においても当初導入時と同様に民間事業者と連携した国庫補助による支援を行うとともに、端末の破損・故障を始めとする端末の保守が自治体の恒常的な負担となっていることから、これら維持管理を含めた端末調達に係るモデル例や端末更新スキームを早急に示すこと。

各自治体で導入が予想される学習者用デジタル教科書についても、これまでの紙

教育関連分野（個別行政分野提言）

の教科書と同様に、全額国費負担となるよう、財政措置を講じること。

さらに、デジタル教科書やMEXCBT、学習eポータルなどの導入予定のコンテンツについては概要が示されている一方で、具体的な機能・用途（授業イメージ等）について十分な情報提供がなされていないため、より具体的な情報を提供すること。

13. 公立小中学校等の老朽化対策等施設整備に係る財源確保について

学校施設環境改善交付金について次のとおり要望する。

- ①長寿命化改良事業について、必要な財源を確保し、補助対象条件を緩和すること。
- ②大規模改造（質的整備）について、空調設備の新設・更新に係る財源措置の拡充を図ること。
- ③学校統合に伴う既存施設の改修について、財源措置の拡充を図ること。
- ④学校給食施設の新増築及び改築について、算定割合のかさ上げを図ること。
- ⑤トイレの改修等に係る必要な財源の確保、対象事業の拡大等財政措置の拡充を図ること。
- ⑥大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事）について、エレベーター設置単価等の実勢工事価格に応じた引上げ、十分な財源確保及び積極的な事業採択を行うとともに、補助率の引き上げについて期間の延長を行うこと。
- ⑦学校施設内にある危険な法面の整備について、防災機能強化事業として補助対象とすること。併せて、老朽化した擁壁等の改修について、財源措置の拡充を図ること。
- ⑧同交付金において、老朽化した建築設備（受変電設備、受水槽設備、消防設備等）の更新に係る補助制度の拡充を図ること。

◆詳細説明

現在、各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであるが、中核市等比較的規模の大きな自治体は、学校施設についても多数設置していることから、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このような状況の中、学校施設環境改善交付金について、その対象事業の大半は、補助単価に改修面積を乗じて算定される配分基礎額を算定基準とした最低限の費用しか交付金の対象にならず、総事業費に占める割合が結果として低くなることから、各自治体では財源の確保が大きな課題となっている。

長寿命化改良事業については、補助率が1/3、対象となる建物が、建築後40年以上を経過し、今後30年以上使用する予定のものであり、実質的には、耐力度調査と同等の調査が必要であるため、財源の確保及び補助単価の増額に加え、補助対象条件を緩和すること。

学校施設の空調設備については、新設に加え、更新についても、財源措置の拡充

及び補助単価の増額を図ること。また、令和4年度から補助対象上限額の引き下げが行われているが、学校施設の全体又は大半の空調設備を更新する場合には多額の事業費を要することから補助対象上限額の引き上げを図ること。

少子化に伴う学校統廃合のための既存校舎の改修工事、新築、増改築工事などについては、財源の確保及び補助単価の増額、補助率のかき上げを図ること。

学校給食施設の新増築および改築においては新増築に係る補助率が1/2、改築に係る補助率が1/3となっているものの、上述のように総事業費に占める割合が結果として低くなることから、補助単価の増額、補助率のかき上げを図ること。

学校施設のトイレに関し、「学校のトイレは臭い、汚い、暗い、怖い、壊れている。」との声、家庭ではトイレ環境がほぼ洋式化されている現在、「学校のトイレは和式なので安心して用を足せない。」との声が多数あり、早期改善の要望が教育現場や保護者、地域住民等から多く寄せられている。建設当時のまま改修の行われていないトイレでは内装や給排水管等の老朽化も進んでおり、トイレの洋式化も含めた大規模な改修が早急に必要となっている。また、配管等の改修を伴わない和式便器から洋式便器への交換も必要となっているため、財源の確保及び補助単価の増額を図り、補助対象下限額の引下げや空調設備と同様に補助対象上限額の引上げを図ること。

大規模改造（障害児等対策施設整備）については、令和3年度に補助率が1/3から1/2に引き上げられたが、当該補助率の引き上げ期間については、文部科学省が掲げるバリアフリー化の整備目標年度（令和7年度末まで）以降も、引き続き実施すること。

斜面地に建築し、敷地内に法面を有している学校もあり、近年、全国的に風水害や台風等による災害が多く発生している状況の中、法面の中には土砂災害特別警戒区域に指定されているものもある。設置後、相当年数を経過している学校が多く、施設内にある法面の崩落などにより、施設そのものや近隣住宅などへ被害を与えるおそれがあるものもあるため、危険な法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

学校施設環境改善交付金において、建築設備（受変電設備、受水槽設備、消防設備等）の老朽化対策に係る財源確保が課題となっており、これらを対象とした国庫補助制度の拡充を図ること。

14. 教職員定数等の充実改善と教室数の確保等に係る増改築・改修に対する財政支援について

令和3年3月の義務教育標準法の改正により、段階的に小学校の全学年で学級編制の標準が35人に引き下げられることになったが、中学校は40人学級編制が維持されたままである。今後も必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、学級を分散して、少人数学級編制で学習ができるよう教員の確保が必要である。

また、多様化する教育現場では、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導や、心のケア、虐待、いじめ、不登校といった問題への対応が必要であり、一人ひとりに適切な学びの場を提供するには、通級による指導が実施できる通級指導教室の設置が求められている。

そのため、小・中学校の必要な教職員定数について、更なる学級編制の標準の改定や教職員定数配当基準の改善、通級指導担当教員や特別加配教員配置の純増など、所要の措置を講じるとともに、専門スタッフや外部人材の配置の拡充、養護教諭やその他の学校教育に携わる人材の継続的な増員拡大、食育、アレルギー対策として栄養教諭、学校栄養職員の配置基準の拡大を図ること。

また、義務教育標準法の改正による35人学級編制の実施や、更なる少人数学級の実施に伴い、普通教室の確保のために行う増改築・改修費用について、その規模にかかわらず交付対象に加えるなどの財源措置を講じること。

◆詳細説明

義務教育に関する教職員定数については、国庫負担の根拠となっており、定められた学級編制の基準の中で配当されている。

今後も感染症の拡大時にあっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、小・中学校の学級を分散して少人数で学習ができるよう、更なる少人数編制を可能とする教員の確保が必要である。また、学校の臨時休業等の緊急時に備えたICT教育人材の配置の充実や、専門スタッフや外部人材の配置拡充等、学校教育に携わる人材の継続的な増員が必要であることから、財政的支援等を行うこと。

また、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、給食管理を主眼として、従来型の共同調理場の規模に照らして設定されているが、食育指導や食物アレルギーへの対応や、近年の大規模化された共同調理場にも対応できるよう、配置の基となっている業務の考え方と配置基準を見直すこと。

さらに、社会環境の著しい変化に伴い、養護教諭が担う業務は、健康管理、保健指導、救急処置、健康相談の通常業務に加えて、心のケア、虐待、いじめ、不登校等に

教育関連分野（個別行政分野提言）

関わった問題が年々多様化し、深刻化している。これらの問題を解決するために、養護教諭の複数配置を図ることで、子ども一人ひとりを大切にし、こころとからだの健やかな成長を支えるとともに、安心して安全な学校にすることができると考えられることから、養護教諭の複数配置についても、基準の見直し及び財政的支援を行うこと。

加えて、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」(令和4年4月27日文科発第375号)に基づいた運用に当たり、自校通級指導教室等の設置が必要であるが、現在の義務標準法定数の算定方法では、通級指導教室担当教員定数の不足が見込まれる。そのため、通級指導に係る加配定数の基礎定数化の完成時期を令和8年度から令和6年度に前倒しするとともに、都道府県・指定都市ごとの算定方法から、学校ごとの算定方法に見直しをすること。

また、35人学級編制や35人未満学級を着実に実現するためには、学級数の増加に対する教室の確保が課題となっており、必要な余裕教室がない学校については、普通教室ではない教室等を普通教室に転用する必要性が生じている。法改正に基づく35人学級編制の実施や都道府県の基準に基づく少人数学級の実施に伴う校舎の増改築・改修に係る補助制度を創設する、増改築・改修の規模にかかわらず学校施設環境改善交付金の交付対象とするなど、必要な法令改正や財政措置を実施すること。

15. 介護職員の処遇改善と人材確保について

国の責任において、全ての介護従事者の処遇改善に継続して取り組むとともに、改善の都度、増大する事業所の事務負担の軽減を図ること。また、介護人材の奪い合いのような自治体間競争が生じないよう、国の責任において介護従事者の確保・定着及び育成のための抜本的な支援策を講じること。

◆詳細説明

将来的に介護サービス利用者の大幅な増加が予測される。それに伴い、介護現場で働く介護職員の確保が必要であるが、団塊の世代の全てが75歳以上を迎える令和7年には、現状のままでは、国全体で約22万人の介護職員が不足すると推計されており、介護職員の確保・定着は喫緊の課題である。

介護職員の処遇改善について令和4年度にベースアップ等支援加算が追加実施されたものの、それを加味してもなお、介護職員の平均給与は、全業種平均と比べ低い水準である。人材の確保・定着を図る上で、平均給与の引上げは、最優先で進めるべき課題である。

介護職員の給与引上げのために、近年国は、数次にわたり、介護報酬改定等による処遇改善加算制度の見直しを行ってきた。現在の処遇改善加算制度は、事業所が取得の有無を判断することとなっており、取得していない事業所においては、介護職員が加算による処遇改善を受けることができない状況にある。

また、制度内容や計画書等の書式変更が頻回にあることにより、介護事業所に多大な事務負担を強いる状況になっている。

このような状況を改善するため、今後も国の責任において、現下の社会情勢を踏まえた実効性の高い処遇改善を効率的に進め、それにあたっては介護事業所等への負担軽減についても併せて検討し、継続して処遇改善に取り組むこと。加えて、介護保険事業計画期間中の介護報酬改定は、保険料やサービス利用料の増額のほか、保険者の介護保険財政にも影響を与えることから、利用者や保険者の負担が生じないよう必要な対策を講じること。

また、処遇改善のほか、離職者の抑制や、外国人材も含めた新たな人材の確保につながる全国一律の抜本的な支援策等を講じること。

16. 地域生活支援事業に係る超過負担について

障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、地域生活支援事業費補助金の国庫補助について、地方財政に超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

◆詳細説明

地域生活支援事業は、市町村地域生活支援事業（地域生活支援事業のうち、市町村を実施主体とするもの）の国庫補助の補助率が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条第2項第2号において「100分の50以内」と規定されているところではあるが、国庫補助額が対象経費の50/100を大きく下回っており、また、実際の補助率も年々減少していることから、地方財政負担が増加している。

近年、障害者が増加していることや地域移行が推進されていることなどから、地域の特性に応じて柔軟に事業を実施することで障害者等の福祉の増進を図るという当事業の実施目的を達成するための当該事業費は増加傾向にあり、当事業の規模の縮小による対象経費の削減は困難であることから、現状のままでは地方財政負担は今後も増加していくものと考えられる。

以上により、地域生活支援事業費の国庫補助額を、対象経費の50/100を乗じて得た額とし、地方財政への超過負担が生じることのないよう、十分な財政措置を講じること。

また、地域生活支援事業費補助金の対象事業のうち、重層的支援体制整備事業交付金として交付される場合についても、同様の財政措置を講じること。

17. 介護保険制度における国庫負担割合の引上げについて

介護保険制度について、持続的かつ安定的な財政運営を図るため、自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国庫負担割合を引き上げること。
また、調整交付金は別枠化すること。

◆詳細説明

介護保険制度については、現行の財源フレームのまま制度を継続した場合には、保険料の上昇により年金生活者の収支バランスが崩れ、生活水準の低下につながるものが想定されるほか、必要な介護サービスを受けることが困難になる可能性がある。

多くの自治体において、第1期から第8期までの介護保険事業計画の見直しにおいて、その都度、保険料の引き上げがなされているが、自治体による差異も顕著であり、将来にわたり安定して国民が必要な介護サービスを受けることができるよう、国庫負担割合の引き上げを行うこと。

また、調整交付金は、自治体ごとの介護保険財政の格差調整のために交付されるものであることから、別枠での措置を継続すること。

18. 国民健康保険制度の財政基盤強化について

国保の持続的・安定的な運営のため、保険者間における保険料(税)格差の是正と、医療費や後期高齢者支援金、介護納付金などの財政負担、保健事業及び医療費適正化への取組に対して、国庫負担の拡大による財源強化がなされるよう次のとおり要望する。また、子育てに関して様々な政策を進めている中で、国の責任と負担において子どもに係る均等割保険料(税)の軽減措置等の拡充を行うよう強く要望する。

- ①国保の財政基盤の強化として平成30年度以降毎年約3,400億円の公費を国保に投入するとされている。都道府県単位化以降も財政運営を安定的に行うためにも、更なる財政基盤の強化が必要であることから、その支援措置を講じること。
- ②地方財政措置については、保険者への財政支援という本来の目的に沿った効果的な運用がなされるよう、措置額の大幅な拡大を実施すること。
- ③税制改正に伴う個人所得課税の見直しの影響により、減収となる国民健康保険税を補てんするための財政措置を実施すること。
- ④保険料(税)の急激な上昇を抑制するために法定外繰り入れを行うことに対し、ペナルティを課している。財源を市町村が積立てた基金を活用させるのではなく、十分な財政措置を講じること。
- ⑤後期高齢者医療制度における「現役並み所得者」の医療費については、公費負担の対象から除かれていることから、事業費納付金の算定の基となる後期高齢者支援金は、その分を加算した負担額となっている。今後も高齢者の医療費は増加していくことから「現役並み所得者」の医療費に公費負担を行い現状の公費負担割合についても拡大を行うこと。
- ⑥1人当たり医療費が増加傾向にある中で、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を推進するため、保健師等の専門員の確保及びレセプト点検の充実・強化に対し、更なる財政措置を講じること。
- ⑦令和4年度から導入された子どもの均等割保険料(税)の軽減措置について、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に限らず、18歳未満の全ての子どもを対象とすること。また、国庫負担の割合を拡大し、国の責任と負担において子どもに係る均等割保険料(税)の軽減制度の拡充を図ること。
- ⑧子どもの医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置について、平成30年度から、未就学児までの助成金は減額措置が廃止されたが、就学児以降の助成金に対する減額措置により市町村の財政を圧迫しているため、減額措置を全面的に廃止すること。

◆詳細説明

市町村国保は、被保険者の高齢化や景気低迷の影響により、世帯の所得が低下している一方で、医療技術の高度化や高齢化の進展により一人当たり医療費は年々増加し、平成30年度においては全国規模で、1,258億円に上る法定外繰り入れと合わせて、繰上充用額も214億円となっており、国保財政は危機的状況となっている。

平成30年度以降、毎年約3,400億円の公費を国保に投入することになっているが、今後も増え続ける一人当たり医療費や後期高齢者支援金、介護納付金などの伸び率からすると、さらなる財政基盤の強化策が必要であり、その支援措置を講じること。

国保財政安定化支援事業については、地方財政措置となっているが、所得水準が低い一方で、年齢構成は高く医療費水準が高い国保の構造的な問題が拡大し、特別の事情として定められている2項目の要因による支援を必要とする保険者が増加している中で、国の地方財政支援措置は、毎年1,000億円の定額となっている。そのため、保険者への財政支援という本来の目的に沿った効果的な運用がなされるよう措置額の大幅な拡充を図ること。また、現在行われている算定額の8割を基準財政需要額に措置するのではなく、算定額全額を基準財政需要額に反映すること。

また、令和3年度課税分以降、個人所得課税の見直しに伴い基礎控除額が10万円引き上げられたことで、個人事業主や不動産所得者などの国民健康保険税の所得割が減少し、国民健康保険税の減収につながっている。

国民皆保険を堅持し、国民健康保険制度を安定的に運営するために、税制改正により国民健康保険税が減収する場合は、国の財政措置により補てんすること。

さらに、保険料の急激な上昇を抑制するために法定外繰り入れを行うことに対してペナルティを課し、保険者努力支援制度において交付金を減額している。市町村においては、基金に積み立てることによって財源を確保しているため、国の責任において十分な財政措置を講じること。

後期高齢者医療制度における「現役並み所得者」の医療費については、公費負担の対象から除かれていることから、事業費納付金の算定の基となる後期高齢者支援金は、その分を加算した負担額となっている。後期高齢者の医療給付費の増加に伴い、国保被保険者の保険料(税)に占める支援金の負担割合が年々増加し、国保財政が危機的状況にある中で、この公費対象外の負担分も保険料(税)で賄うことは、不合理である。今後も高齢者の医療費は増加していくことから「現役並み所得者」の医療費に公費負担を行い、現状の公費負担割合についても拡大を行うこと。

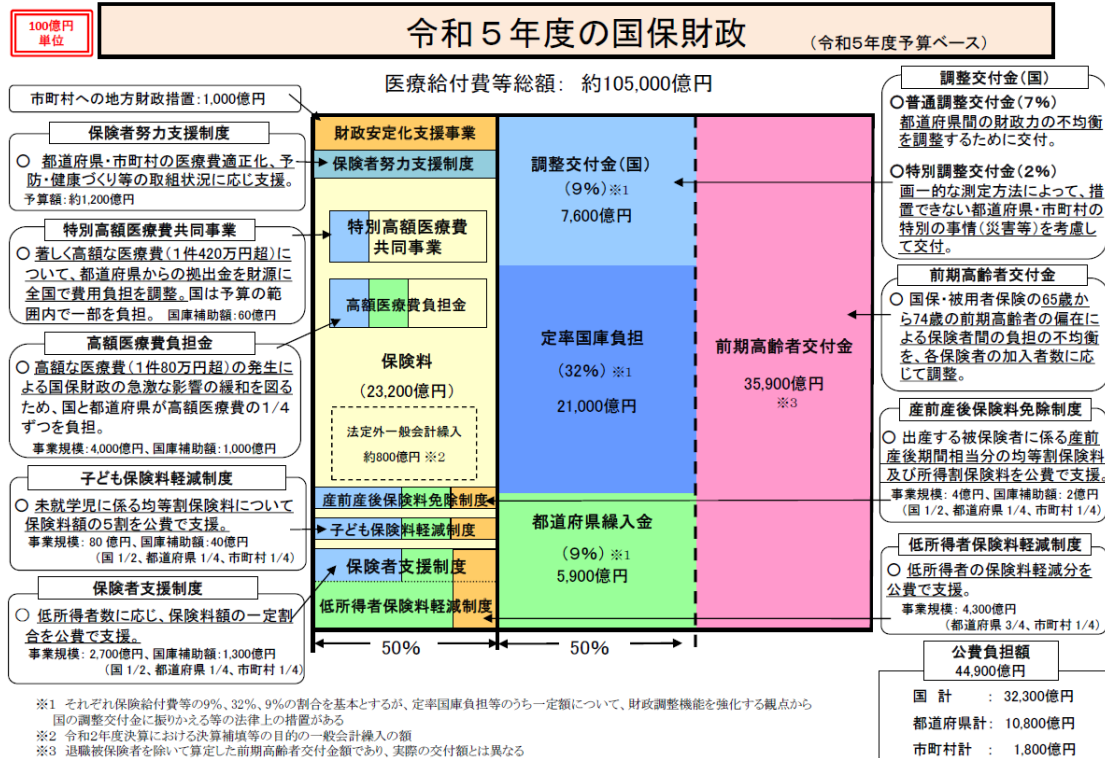
特定健診等の保健事業には、専門性を有した保健師等の配置が必須となるが、自治体職員の数にも限りがあることから、外部委託を含めた専門員の確保に要する経費が必要となる。また、医療費適正化の推進を目的として、保険給付が適正であるかを確認するためのレセプト点検の充実と強化が求められていることから、一定の財政

措置を講じること。

国民健康保険における保険料(税)は、所得等による応能割額と世帯やその被保険者数による応益割額とにより算定される。この応益割額において、世帯の被保険者数1人ごとに均等割額が賦課されることとなり、子どもが増えるごとに世帯の負担が増えていくこととなる。昨今、子育てに関して様々な政策が進められていく中、子どもの均等割保険料(税)についての軽減措置が令和4年度から導入されたが、子育て世帯の経済的負担軽減のためには、未就学児に限定せず、18歳未満の全ての子どもを対象とするべきである。また、国の責任と負担において、市町村の財政を圧迫しないよう、国庫負担の割合を拡大し、軽減制度を拡充すること。

さらに、地方単独事業による子どもの医療費助成等に係る国庫負担の減額措置について、平成30年度から未就学児までの助成分は廃止されたものの、就学児以降の助成分については、当該措置が継続されており、市町村の財政を圧迫している状況であるため、減額措置を全面的に廃止すること。

保険・医療関連分野（個別行政分野提言）



国保改革による財政支援の拡充について

○ 国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円の財政支援の拡充を行っている。

<2015年度（平成27年度）から実施>（約1,700億円）

○ **低所得者対策の強化**
(低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充)

1,700億円

<2018年度（平成30年度）から実施>（約1,700億円）

○ **財政調整機能の強化**
(精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応)

800億円

○ **保険者努力支援制度**
(医療費の適正化に向けた取組等に対する支援)

840億円
(2019年度～2023年度は910億円)

○ **財政リスクの分散・軽減方策**
(高額医療費への対応)

60億円

- ※ 保険料軽減制度を拡充するため、2014年度（平成26年度）より別途500億円の公費を投入
- ※ 2015～2018年度（平成27～30年度）予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て
- ※ 保険者努力支援制度については、2020年度より、上記とは別に事業費分・事業費連動分を新設し、予防・健康づくりを強力に推進

出典 厚生労働省

19. ゼロカーボン社会実現に向けた取組について

令和3年8月に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書第I作業部会報告書において、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、人為起源の気候変動は世界中の全ての地域で多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしているという見解が示された。

また、令和4年4月に公表されたIPCC第6次評価報告書第III作業部会報告書においては、第26回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)より前に発表・提出した各国の対策では21世紀中に温暖化が1.5度を超える可能性が高いとの厳しい見通しが示されており、パリ協定の世界共通の目標である「1.5℃目標」達成に向けて、国はもちろんのこと各自治体においても今まで以上に早急かつ強力な対策をとる必要がある。

国は2021年度に地球温暖化対策推進法の改正や地球温暖化対策計画の改定を行うなど、カーボンニュートラルに向けた施策を推進しているが、中核市など基礎自治体が独自で推進できる事業は限られており、国と都道府県と基礎自治体が連携して取り組む必要がある。

そのため、基礎自治体にとって取り組みやすい住民のライフスタイルの脱炭素化を支援する施策と事業者の企業活動の脱炭素化を促進するための制度を創設すること。

また、公共施設のZEB化の推進にあたり、イニシャルコストがネックとなり導入の障壁となっている。公共建築物のZEB化を進めるための補助事業については令和5年度より中核市が除かれることとなった。中核市においても、今後、十分に公共施設のZEB化を進める必要があることから、すべての自治体を対象とするきめ細やかな補助制度を創設すること。

併せて、水素やアンモニアなど次世代エネルギーの社会実装やCO₂の回収・貯留技術等の早期実用化、吸収源対策に係る取り組みの推進、再生可能エネルギーの主力電源化によるインフラ整備など脱炭素化社会の実現に向けた基盤の整備をすること。

◆詳細説明

パリ協定の目標を達成するためには、速やかにカーボンニュートラルが実現される必要がある。地球温暖化対策の重要性が浸透し、温室効果ガス排出量削減に向けた一層の取組が求められる中、2021年度の地球温暖化対策推進法の改正によりカーボンニュートラルが法の基本理念として位置付けられ、地球温暖化対策計画の改定により、2030年度の温室効果ガス削減目標値が引き上げられた。

また、2023年3月31日時点で934自治体がゼロカーボンシティ宣言を行っており、地域からの地球温暖化対策が進むものと期待されるが、地球温暖化対策は国民・事業者・行政などすべての主体が連携・協力して取り組む必要があることから、国がリーダーシップをとって補助事業を始めとする積極的な関与を行うとともに、脱炭素化に資する新たな技術開発を推し進めることを期待したい。

各自治体では再生可能エネルギーの普及に努めているものの、人口が集中する都市部の中核市自治体においては、導入ポテンシャル自体が乏しく、現状の技術を用いて完全な普及を図ったとしてもゼロカーボンの達成は難しい。

これらの現状を踏まえ、

①ZEH・ZEBなど住宅や建築物の脱炭素化やEV・FCVなどモビリティの電動化に向けた支援制度の拡充、行動変容を促す仕組みづくりなど住民のライフスタイルの脱炭素化を促進する施策に加え、産業部門などの事業者、とりわけ中小企業が積極的に経営に脱炭素化を取り入れることができる仕組みを創設すること。

②国の策定した地域脱炭素ロードマップに基づき、2030年までに新築建築物の平均でZEBを目指すため、公共施設については率先してZEB化が求められている。国ではこれまで公共建築物のZEB化を進めるための補助事業を実施しているが、令和5年度から中核市が除かれることとなった。中核市においても公共施設のZEB化を進める必要があるため、すべての自治体を対象とした補助要件へ改善すること。また、公共施設の総合管理計画との整合の中で、数の多い小中学校の教務室を除く教室のLED化が進んでいない。公共施設のZEB化の可能性調査や将来的なZEB実現に向けた省エネ設備等の導入及び建物用途別のきめ細やかな補助を創設すること。

③水素やアンモニアなど次世代エネルギーの社会実装に向けた事業の強化やサプライチェーンの構築のほか、CO₂を回収・貯留し活用する技術等の早期実用化を図るとともに、継続的な森林整備やブルーカーボンに関する制度構築などの吸収源対策の推進、再生可能エネルギーの主力電源化に対応しうる送電網の整備など電力システムの改善を図ること。

以上3点について、国の取組を要望する。

なお、脱炭素社会の実現に向けた施策については、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの多寡によって地域間格差が生じることのないよう配慮し、全ての自治体が前向きに脱炭素社会を目指せる内容とすること。

20. 原油価格・物価高騰により財政状況が悪化する水道事業・下水道事業への財源措置について

原油価格・物価高騰により、水道事業・下水道事業は財政状況が悪化している。高騰した費用を、水道料金・下水道使用料に転嫁すれば、家計や企業に大きな打撃を与えることが懸念される。

水道料金・下水道使用料の高騰を抑制するため、水道事業・下水道事業に対する新たな財源措置を講じること。

◆詳細説明

これまで上下水道事業者は、安全で安心に上下水道をお使いいただくため、施設の老朽化対策・耐震化対策を進めるとともに、適正な料金・使用料水準維持のため、効率的な維持管理に努めてきたが、原油価格の上昇に伴う物価高騰により、建設工事をはじめ、浄配水や下水処理の際に大量に消費する電力や薬品等の価格が大幅に値上がりし、財政状況が悪化している。

国においては、需要家に対し、原油価格・物価高騰対策として様々な支援策を講じているが、上下水道事業者に対する直接的な支援策はない状況である。

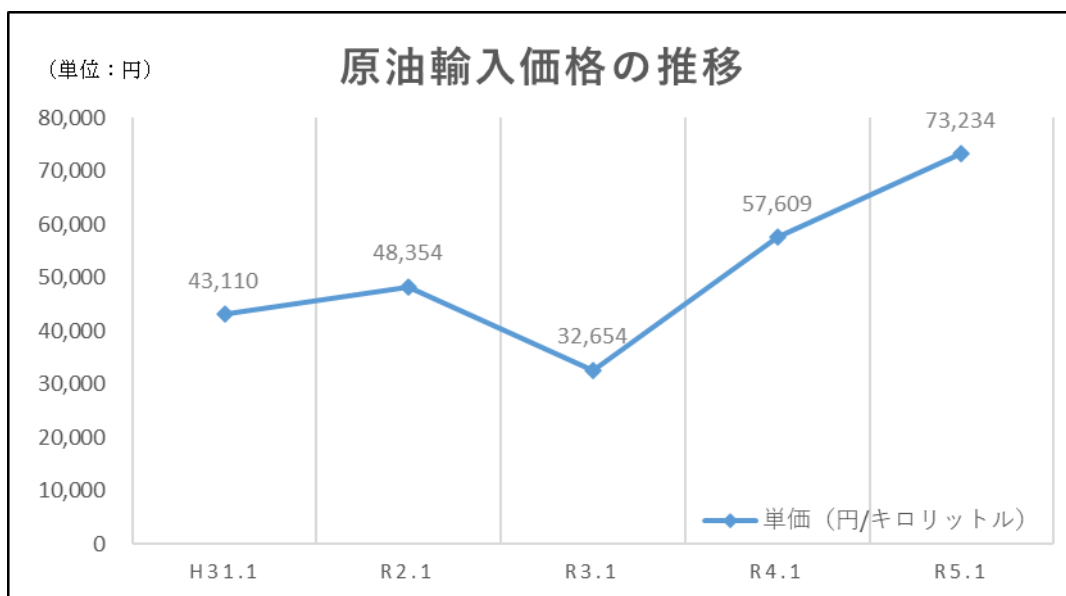
このまま原油価格・物価高騰が継続する場合、高騰する費用を水道料金・下水道使用料に転嫁することとなり、住民生活や地域の企業活動に大きな打撃となることが懸念される。

安定的なサービスを継続するため、急激な原油価格・物価高騰に対する財源措置を講じること。

都市整備関連分野（個別行政分野提言）

（単位：円/kℓ）

	H31.1	R2.1	R3.1	R4.1	R5.1
単価(円/キロリットル)	43,110	48,354	32,654	57,609	73,234



※出典 財務省貿易統計

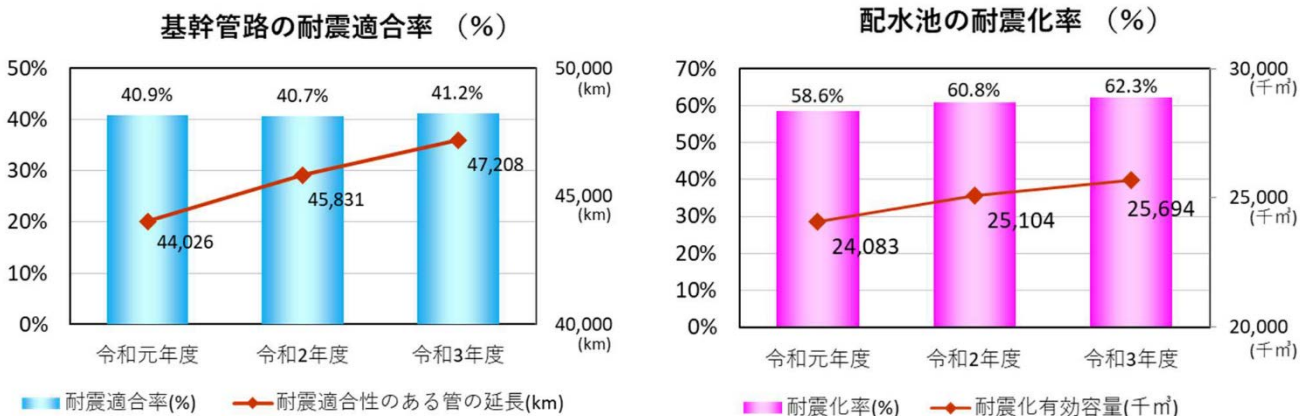
21. 水道施設耐震化等整備に関する財源措置について

重要なライフラインである水道施設の耐震化や老朽化への対策は喫緊の課題である。安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設の更新及び安全強化について資本単価など補助採択要件の緩和や交付対象事業、施設の拡大及び財源の拡充を図ること。

◆詳細説明

国においては、「国土強靱化年次計画2021」の中で、令和10年度末までに基幹管路の耐震適合率60%以上を掲げているが、基幹管路の耐震化には巨額の資金が必要であり、国の積極的な支援なくして国が掲げる耐震適合率の達成はきわめて困難である。また、管路の老朽化は、漏水事故の多発や濁水の発生など、水道水の安定供給に大きな影響を及ぼす上、有収率の低下による経営圧迫につながる。生活基盤施設耐震化等交付金については、国において、一定の予算額が確保されており、管路を含めた水道施設の耐震化、老朽化対策の推進に寄与している。しかし、生活基盤施設耐震化等交付金の要件は厳しく、今後の事業計画の進捗に大きく影響を及ぼすものである。

水道施設の耐震化、老朽化対策の推進を図るため、資本単価など補助採択要件の大幅な緩和、交付対象事業、施設の拡大並びに交付率の大幅な引き上げを図り、水道事業者の水道施設耐震化への着実な取組を強力に支援すること。



出典：厚生労働省「水道事業における耐震化の状況（令和3年度）」

22. 下水道施設の改築等への国費支援の継続について

下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割は大きく、道路陥没等災害防止の観点からも、確実に継続するとともに、支援の拡充を図ること。

また、防災・安全交付金において、下水道施設の耐水化について、引き続き重点配分への対象とすること。

◆詳細説明

下水道は、市民生活の向上と公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全のための社会インフラとして、国からの支援を受けながら事業を進めてきており、下水道の使命を果たしているが、今後は多くの下水道施設の老朽化への対応等が課題となっている。

平成27年には下水道法及び下水道法施行規則が改正され、施設の機能の維持に関する方針（点検・調査の計画や診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準及び改築事業の概要、施設の長期的な改築需要見通し）を事業計画に記載することとなり、下水道施設の維持管理に対する下水道管理者の責務が規定された。このことから、平成28年度には、「下水道ストックマネジメント支援制度」が創設され、下水道施設全体を一体的に捉え、ストックマネジメント計画に基づく点検から改築までの一連のプロセスに対して、支援をいただいているところである。

しかし、令和3年3月31日の国土交通省告示で、補助対象の範囲が見直され、合流式及び分流式汚水の改築に対する補助対象の範囲が縮小されたことにより、老朽化対策が減速することが懸念される。

今後、人口減少が本格化する中、下水道施設の改築への国費支援が廃止・縮減された場合、著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、市民生活が成り立たなくなる。また、下水道使用料の大幅な引き上げができず、施設の改築が進められなくなった場合、道路陥没により社会的に重大な影響を及ぼすおそれや下水処理の機能停止によるトイレの使用停止など、下水道整備の趣旨である公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全が達成できなくなるおそれがある。

このように下水道は、単に受益者負担だけで賄うものではなく、公共的役割が極めて大きな事業であり、この役割は新設時も改築時も変わるものではない。

こうした下水道の公共的役割に対する国の責務を果たすため、下水道施設の改築に対する国費支援は新設時と同等に見直すこと。

また、台風等による浸水被害により、下水道施設の機能停止を回避するために施設の耐水化は急務であるものの、各下水道事業者は十分な資金を確保できていないのが現状である。

都市整備関連分野（個別行政分野提言）

下水道施設の耐水化は、令和5年度予算における重点配分対象とされているが、下水道施設の耐水化には、国土交通省通知（令和2年5月21日付国水下事第13号）に基づき、重点的に対策を講じる必要があることから、今後も十分な予算を確保するとともに、引き続き重点配分の対象とすること。

下水道施設の改築事業に対する動向

- 下水道法が改正（H27.11.19 施行）
 - ⇒ 下水道の計画的な維持管理の推進
下水道の維持修繕基準の創設、事業計画記載事項への「施設の機能の維持に関する方針」等の追加
- 「下水道ストックマネジメント支援制度」創設（H28.4.1）
 - ⇒ 計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図る
- 主要な管渠の範囲が改正（R3.3.31 告示）
 - ⇒ 合流式及び分流式汚水の改築事業に係る主要な管渠の範囲が縮小
（改築以外の事業は従来のまま）

改築に係る国庫補助削減による影響

下水道使用料値上げ等による市民負担の増大
改築の遅れによる陥没事故や下水処理機能停止による市民生活への影響が拡大

下水道の公共的役割は普遍的であり、**下水道施設の改築への国費支援の継続は極めて重要**

下水道施設の耐水化に対する動向

- 下水道の施設浸水対策の推進について（令和2年5月21日 国水下事第13号）
 - ⇒ 令和3年度末までに下水道施設の耐水化計画策定を依頼
基本方針、対象施設及び対策浸水深、確保すべき機能や実施計画（短期（5年）、中期（5～10年））を明記

各下水道事業者が策定した耐水化計画を確実に実行するため、**国費支援の継続は極めて重要**

23. 地域公共交通の確保維持に係る支援等について

人口減少や車依存社会の進展、燃料価格の高騰等により、公共交通利用者の減少や第二種免許取得者減少による乗務員不足、運行経費の増大など、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増している。一方で、高齢化の進展等により、高齢者の運転免許証返納の動きが進んでおり、住民の移動手段を確保する上で、公共交通の重要性が高まっている。

そのため、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けて、先端技術の開発・実装や実用化のための法整備を早急に進めるとともに、地域の特性に応じた柔軟な補助要件の設定や適切な財源措置を講じること。

◆詳細説明

持続可能な地域公共交通ネットワークの構築のため、以下の措置を講じること。

- ・公共交通事業者の運行や車両購入等に係る補助の拡充
- ・MaaS(異なる公共交通のシームレス化)の実現に向け、バス、鉄道等で共通して利用できるICカード等の多様な決済システムの拡大や割引運賃の適用などに係る技術的、金銭的支援
- ・MaaSの実現・活用に向け、様々な分野のシステム連携の基盤となる都市OSの構築に係る金銭的支援や国による汎用性の高い都市OS構築
- ・深刻な運転手不足の解消等のため、自動運転技術開発に対する支援及び無人運転化が可能となるよう道路交通法等の改正
- ・地域間幹線系統確保維持費補助金の補助要件のうち、1日当たりの輸送量について、全国同一要件である「15人以上」を地方部では地域特性に応じ「10人以上」に緩和する等、都市構造の特色などの観点より、全国同一要件ではなく人口密度や人口分布等の地域性を取り入れた要件の設定
- ・地域間幹線系統確保維持費補助金の補助要件では、「複数市町村を跨いで運行していること」とされているが、行政区域が広い自治体においては、行政区域内で完結する運行距離が著しく長い路線が多数存在することから、地域住民の生活に必要な不可欠な生活交通の維持確保を図ることができるよう、各地域の実態を踏まえながら、一の市町村内で完結する路線への補助を拡充するなど、要件設定の見直し

都市整備関連分野（個別行政分野提言）



出典：国土交通省「日本版 MaaS の推進」HP
(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/japanmaas/promotion/>)

24. 道路ストックの老朽化対策における確実な財政措置について

道路利用者の安全性・信頼性の確保に向け、既存ストックを最大限に有効活用できるよう、老朽化対策に必要な更なる財政支援を図ること。

また、老朽化した橋りょうを適確に保全し、今後も長期にわたり供用するために、耐震補強の推進について制度拡充措置を図ること。

◆詳細説明

道路ストックは、高度経済成長期までに整備されたものが多く、修繕・更新の時期を迎えている。

そのような中、道路の老朽化対策については、道路法施行規則に基づく定期点検を行う施設に対する財政措置として、令和2年度から道路メンテナンス事業補助が新たに創設された。しかしながら、市道クラスの道路舗装の修繕を始め、その他の道路施設の点検・修繕については、道路メンテナンス事業補助が適用となっていない。

また、道路舗装の老朽化対策の個別施設計画に基づき実施される補修については、公共施設等適正管理推進事業債を活用して実施している。

本事業債は令和8年度まで延伸される方針が示されたところであるが、一体的に道路施設の安全性、信頼性を確保するためには、事業債による継続支援や国費の拡充など、更なる財政支援を図ること。

なお、道路ストックの保全に関し、橋りょう、トンネル、シェッド、大型カルバートの点検や、老朽化等に伴う修繕については、道路メンテナンス補助金にて重点支援されており、橋りょうの耐震対策については、防災・安全交付金にて災害時にも地域の輸送等を支えるもののうち、早期の効果発現が見込まれるものに限り重点支援されていた。

しかし、その他の橋りょうにおける耐震対策に係る費用については、重点的な支援がないため、修繕のみを先行し、耐震補強については、先送りせざるを得ない状況になっている。災害時の避難路及び輸送路として橋りょうは重要な役割を担っており、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の趣旨に則り、橋りょうにおける合理的な修繕補強を図るため所要の財政措置を講じること。

都市整備関連分野（個別行政分野提言）

区分	状態	
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。	
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	

① 判定区分Ⅲ・Ⅳの橋りょうにおける修繕着手・完了率

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	うち完了(C)	未着手施設数	2021年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)					
					点検年度	0%	20%	40%	60%	80%
国土交通省	3,402	3,107 (91%)	1,805 (53%)	295 (9%)	2014	83%				100%
					2015	79%				100%
					2016	65%				100%
					2017	26%				84%
					2018	21%				76%
高速道路会社	2,539	2,068 (81%)	1,533 (60%)	471 (19%)	2014	85%				100%
					2015	90%				100%
					2016	78%				100%
					2017	55%				82%
					2018	24%				48%
地方公共団体	62,694	40,611 (65%)	28,589 (46%)	22,083 (35%)	2014	64%				77%
					2015	56%				72%
					2016	48%				66%
					2017	34%				57%
					2018	28%				50%
都道府県 政令市等	20,393	16,385 (80%)	11,168 (55%)	4,008 (20%)	2014	72%				86%
					2015	65%				86%
					2016	57%				81%
					2017	42%				74%
市区町村	42,301	24,226 (57%)	17,421 (41%)	18,075 (43%)	2014	58%				70%
					2015	52%				66%
					2016	44%				61%
					2017	31%				48%
2018	22%				40%					
合計	68,635	45,786(67%)	31,927(47%)	22,849(33%)		47%				67%

出典：国土交通省「橋梁等の2021年度(令和3年度)点検結果」より

② 緊急輸送道路上の橋りょうの耐震補強進捗率

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	78%
国管理	86%
都道府県管理	81%
政令市管理	80%
市町村管理	66%
計	81%

出典：国土交通省「緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率(R4.3月末時点)」より

現状

- ① 次回点検までに措置を講ずべき橋りょう（判定区分Ⅲ・Ⅳ）について、進捗はあるものの約4割が未着手となっている
- ② 市町村管理の橋りょうにおける耐震補強の進捗率は、最も低い値となっている

- ① 市町村管理の道路施設における点検・修繕に対して、事業債による継続支援や国費の拡充による整備促進が必要
- ② 市町村管理の橋梁における耐震補強に対して、重点的な支援による整備促進が必要

25. 頻発する大規模水害に備えた治水対策の推進と財政支援の拡充について

- ①河川堤防の点検・整備・強化、流下能力向上のため、河道掘削・樹木伐採、洪水調整のための調節池整備等について、スピード感を持って集中的に実施すること。あわせて、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源を確保し計画的事業を推進するとともに、5か年加速化対策後における予算・財源の通常予算とは別枠での確保と継続的な取り組みを推進すること。
- ②あらゆる関係者により流域全体で水害の軽減を図る「流域治水」の推進を加速させるとともに、地方の実情に即した対策を実施するため、防災・安全交付金の対象事業の拡充や緊急自然災害防止対策事業債等の事業期間を延長すること。
- ③「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」の提言を踏まえ、ハード・ソフト一体となった具体的な対策を講じることで、強力に防災・減災対策を推進すること。
- ④河川等の決壊・損壊箇所、内水浸水、土砂等の流出による被害発生箇所については、再度災害防止の観点からの抜本的な治水対策等を早急を実施するとともに、災害関連予算で実施できる改良復旧の範囲を大幅に拡大すること。

◆詳細説明

近年の気候変動の影響により自然災害が頻発化・激甚化しており、全国各地で大規模水害が発生している。こうした中、国は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、令和7年度までの5年間で堤防整備等に取り組む方針を示しており、上下流の治水安全度のバランスを鑑みて、河川堤防の点検・整備・強化、流下能力向上のため、河道掘削・樹木伐採、洪水調整のための調節池整備等について、緊急かつ集中的に実施し、一日でも早い効果発現に努めること。また、今後の気候変動への影響に対応していくため、治水計画の見直しを図るとともに、5か年加速化対策後における予算・財源の通常予算とは別枠での確保と継続的な取り組みを推進すること。

また、更なる治水対策を推進していくためには、河川管理者が行う治水対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」の推進を加速させる必要がある。一方、国が公表した「流域治水プロジェクト」では、今後更なる水害対策の検討が急務となっており、これらの検討には、河川等の施設はもとより、避難対策を含めた地域の実情に即した総合的な調査・検討を行い、効果的な対策を実施していく必要があるが、防災・安全交付金には、ハード整

備を前提とした基礎的な調査等は対象外とされている。地方が総合的な治水対策を実施していくため、基礎的な調査等についても、交付対象となるよう拡充すること。

また、地方においては、緊急自然災害防止対策事業債や緊急浚渫推進事業債等による治水対策を推進しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や近年の労働者不足などにより、相当な期間が必要なことから、事業期間を延長すること。

さらに、平成30年7月豪雨では、国所管の全国558ダムのうち、213ダムで洪水調節を実施し被害軽減に貢献する一方、そのうちの8ダムにおいては、異常洪水時防災操作に移行する事態となった。国は、「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」を設置し、提言をとりまとめており、本提言を踏まえたハード・ソフト一体となった具体的な対策を講じること。

また、被災地における災害復旧事業は原形復旧が基本となるが、それに加えて災害関連費用として、原形復旧費と同額程度までの改良復旧が認められている。特に直轄事業ではこの運用が比較的厳しく運用されてきているため、原形復旧費以上にかかる改良復旧費は、更に予算を確保する必要がある。これらの再度災害防止予算が事前防災予算を圧迫する状況となっている。治水対策を推進する上で必要な事前防災予算を確実に確保するため、災害関連予算で実施できる改良復旧範囲の拡大を図ること。



出典：国土交通省

26. 緊急防災・減災事業債の拡充・継続について

緊急防災・減災事業債については、近年の大規模災害の教訓を踏まえた防災・減災対策の取組が計画的に実施できるよう恒久化を図るとともに、対象事業を更に拡充すること。

◆詳細説明

緊急防災・減災事業債は、東日本大震災を教訓に創設され、災害が激甚化・頻発化する中、地方が引き続き喫緊の課題である防災・減災、国土強靱化対策に取り組んでいけるよう令和3年度の地方債計画において、新たに「避難所における新型コロナウイルス感染症対策」等を追加した上で、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、令和7年度まで継続したところである。

一方、東日本大震災以後も全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、近年では、平成30年の大阪府北部地震や平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、中核市においても甚大な被害が生じている。こうした大規模自然災害により、被災市では多くの時間と人員、費用をかけた復旧・復興作業を余儀なくされており、今後の更なる防災・減災対策の推進には更に長期間を要するものと考えられる。

また、地方の厳しい財政状況の中、今後想定される災害に対し、十分に機能するハード整備を計画的に推進していくためには、一定の事業期間が必要となっている。

今後も気候変動の影響等による集中豪雨の増加、さらには南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生が危惧される中、地方が計画的に防災・減災対策に取り組んでいくため、緊急防災・減災事業債の期限を廃止し、恒久化すること。

併せて、近年の災害により、避難所の生活環境改善や市民への効果的な情報伝達、ブロック塀の撤去など、新たな教訓・課題も顕在化してきていることから、地方が地域の実情に応じ、主体的に防災・減災対策を進められるよう、緊急防災・減災事業債の対象事業を更に拡充すること。

防災・消防関連分野（個別行政分野提言）



平成30年7月豪雨(呉市)



平成30年7月豪雨（倉敷市）



令和元年東日本台風（長野市）

27. 消防防災施設整備費補助金の補助対象事業の拡充及び補助基準額の見直しについて

消防防災体制の充実強化を図るため、消防防災施設整備費補助金の補助対象事業を拡充するとともに、補助基準額を見直すこと。

◆詳細説明

近年、災害の多様化、少子高齢化社会の進展、自然災害の大規模化に加え、南海トラフ地震や首都直下型地震の発生が懸念されており、消防需要はますます増加している。こうした中、消防庁舎及び消防団車庫等（以下「消防施設」という。）は、その機能を常時維持する必要があるが、老朽化した消防施設も多くあることから、大規模な災害が発生した際には、消防施設自体の存続が危惧される状況となっている。

消防力を十分に発揮し、自治体が責務を全うするためには、計画的な建替えや改修が必要であるが、地方財政が大変厳しい状況の中、財源確保が大きな課題となっている。

については、消防施設の建替え及び改修を消防防災施設整備費補助金の補助対象事業に追加すること。

また、火災をはじめ、大規模災害発生時に断水が生じた際、防火水槽は貴重な水源となるが、設置から50年が経過するものが増えており、老朽化が進行している。防火水槽の躯体に使用されているコンクリートの耐用年数は、一般的に50年と言われており、崩落が懸念される。特に、国・県指定緊急輸送道路や市指定道路、あるいは、住宅等建造物の下に設置されている無鉄筋造防火水槽は、崩落すると重大事故につながる可能性が高いことから、早急な改修や撤去が必要であるが、設置基数が多い上、耐震性防火水槽の新設以外は消防防災施設整備費補助金の対象外であり、自治体の負担が大きく、対応が困難な状況である。

なお、消防防災施設整備費補助金の補助対象事業となっている耐震性防火水槽の新設についても、補助基準額と実際にかかる総事業費とのかい離が大きく、十分な財源が確保されているとは言えない状況である。

については、耐震性防火水槽新設にかかる補助基準額を引き上げるとともに、老朽化した既存防火水槽の改修及び撤去についても補助対象事業とすること。

取り巻く環境

- 大規模自然災害の頻発化・災害の多様化による消防需要の増加
- 南海トラフ地震の発生確率の高まり
- 災害時に貴重な水源となる防火水槽の老朽化

求められる対応

- ・「消防庁舎」及び「消防団車庫」（以下「消防施設」という。）の機能を常時確保するため、老朽化が進む消防施設の計画的な建替え、改修
- ・老朽化した防火水槽の更新、補修、撤去

課題

- ・消防施設の建替え、改修に伴う事業費が高額であり、財源確保が困難
- ・更新、補修、撤去が必要な防火水槽が多く、財源確保が困難

◆消防防災施設整備費補助金

○ 補助対象施設

- (1) 耐震性貯水槽（40 m³型・60 m³型など）
- (2) 備蓄倉庫（地域防災拠点施設）
- (3) 防火水槽〔林野分〕
- (4) 救助活動等拠点施設等（ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設など）
- (5) 活動火山対策避難施設（退避壕、退避舎など）
- (6) 画像伝送システム〔施設分〕（消防本部地球局施設など）
- (7) 広域訓練拠点施設
- (8) 救急安心センター等整備事業
- (9) 高機能消防指令センター総合整備事業

- ・消防施設の建替え、改修、防火水槽の補修及び撤去は対象外
- ・事業費と補助基準額に大きな乖離がある
- ・防火水槽更新に伴う補助金の補助率が基準額の1/2であるため、充当額が少額

消防防災施設整備費補助金の補助対象事業の拡充、補助基準額の見直しが必要

28. マイナンバーカードを取得しやすい環境の整備について

マイナンバーカードの諸手続きの効率化と住民サービスの向上を図るため、デジタル大臣及び総務大臣がマイナンバーカードの再発行にかかる期間を10日程度に短縮する方針を示される中、マイナンバーカードの申請、交付、更新のための更なる財政的、人的、物的支援を行うとともに、市区町村の枠を超えた諸手続の実現を図る「マイナンバーカード手続きセンター(仮称)」の設置によりカードの手続き場所を増設するなど、マイナンバーカードの早期交付ができる体制構築の検討を行うこと。

◆詳細説明

令和6年以降に予定されている、マイナンバーカードと健康保険証との一体化や運転免許証との一体化などにより、今後様々な場面でマイナンバーカードが利用され、生活必需品としての需要が高まっていくことが想定されるなか、カードの再発行に要する期間の短縮化も検討されているところである。

マイナンバーカード早期交付を進めていくには、更なる財政的、人的、物的支援が必要となることや平日時間外や土日・祝日にマイナンバーカード交付(更新)事務を実施する必要性が想定されることから、国として市区町村の窓口負担軽減や住民の利便性向上に繋がる具体的な方策の検討をすること。

29. 自治体情報システムの標準化について

自治体情報システムの標準化に向け、各自治体において円滑なシステム移行が可能となるよう、地域の実情を踏まえた検討を行うとともに、適宜かつ詳細に情報提供を行うこと。

併せて、市民サービスを低下することなく、安全・確実に標準化対応を完遂させるため、アドオン機能の追加や移行期間の延長など、自治体の状況に応じた柔軟な対応を可能とすること。

また、自治体において標準準拠システムへの円滑な移行並びにその意義及び効果の最大化を図るため、必要な助言、支援を具体的かつ積極的に行うとともに、準備や移行等のシステム標準化に要する一切の経費は、デジタル基盤改革支援補助金の交付要件の見直し等により、移行支援期間を過ぎる場合を含め、自治体に負担が生じないよう、全額国費負担による財源措置を行うこと。

加えて、自治体情報システムの標準化においては、利用環境基盤となるガバメントクラウドの構築が重要な役割を担っていることから、当該環境の利用を希望する自治体に対し、移行に係る課題検証を行う先行事業を通じて得られた知見や、ガバメントクラウドの整備方針等について、適時適切に情報提供するとともに、同事業終了後、速やかに、利用環境を提供すること。

◆詳細説明

自治体情報システムの統一・標準化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年9月1日施行）に基づき、令和7年度末までに全ての自治体が統一的な基準に適合したシステムに移行し、業務の効率化や住民の利便性向上を図ることとされている。

対象となる業務は、住民記録・介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療・障害者福祉・生活保護・地方税・子育て支援・就学助成・年金等の20業務と多岐にわたり、各業務システム間、対象業務以外のシステムとの連携も必要である。

標準化に向けた工程においては、単なる標準準拠システムへの移行にとどまらず、付随する対象外システムとの連携等の対応や、標準システムに合わせる形での実務の見直しも必要となり、自治体には相当な混乱と負担が生じることが予想されることから、デジタル庁及び関係省庁から必要な情報を適宜かつ詳細に提供すること。

併せて、標準準拠システムはカスタマイズが禁止されており、市独自の取扱いがなくなることによる市民サービス低下や、事務処理の煩雑化等の懸念がある。さらに、令和7年度末までを目標とする移行期間は、標準仕様の途中改版、ベンダーの開発期間、安全に配慮した段階的な移行等を考慮すると非常に短く、リスクが高いスケ

情報化施策関連分野（個別行政分野提言）

ジュールとなっている。自治体の規模やこれまで提供してきた機能の多寡により移行にかかる工程は様々であることから、市民サービスを低下させずに安全・確実に全20業務の移行を完遂させるために、自治体の状況に応じた柔軟な対応を可能とすること。

また、自治体情報システムに付随する対象外システムとの連携対応等を含む標準化に要する一切の経費については、交付税措置ではなく、デジタル基盤改革支援補助金の交付要件の見直し等により、全額国費負担による財源措置を行うこと。

加えて、自治体情報システムの標準化において、その利用環境基盤となるガバメントクラウドの構築は極めて重要であり、令和3年度及び4年度に採択自治体において利用環境検証の先行事業が行われたが、自治体によっては、令和7年度までに現行システムの更改時期が到来する場合も想定されることから、ガバメントクラウドの環境整備状況に関する詳細な情報提供と、ガバメントクラウドを安定的かつ円滑に利用できる環境を遅滞なく構築し、利用を希望する全自治体に提供すること。

30. デジタル庁発足及び自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に伴う行政事務のデジタル化に係る支援について

デジタル庁の発足及び自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に伴い、より一層加速する行政事務のデジタル化に係る財政的・技術的・人的支援の強化及び補助対象事業の拡充を行うこと。

◆ 詳細説明

地方公共団体においては、令和2年12月に策定された自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画や、令和3年7月に作成された自治体DX推進手順書、令和3年9月のデジタル庁の発足に伴い、基幹業務システムの標準化など、より一層、行政事務のデジタル化を加速させることが求められる。

このため、システムの導入に係る初期費用だけでなく、連携プログラムにおいて発生するシステム変更作業に係る費用、近年、クラウド化などに伴い増加するランニング費用も含めた財政的支援を行うとともに、先進的な事例を横展開するような技術的支援、DXを推進する人的支援が必要である。また、これらの支援について、AI等の先進的情報通信技術に限定するのではなく、幅広い情報通信技術についても対象に含めること。

加えて、自治体DXのさらなる推進には、民間企業との連携・協力が不可欠であることから、官民の協働による取組を強化するとともに、各種DX技術の導入に対して、効果的に活用できるデジタル田園都市国家構想交付金制度の継続実施と予算枠の拡大を図ること。

また、デジタル実装タイプにおける加算要素や申請条件としてマイナンバーカードの交付率が新たに設置されたところであるが、必ずしもマイナンバーカードを活用した取組を申請するものでないことを鑑みて、マイナンバーカードの交付率に関する要件については、弾力性のある運用、要件への見直しを図ること。

31. 社会保障・税番号制度の円滑な施行について

- ①電子証明書及びマイナンバーカードの更新業務に要する人件費や窓口設置に係る会場借上料、機器の調達費などは継続的に生じる経費であり、自治体において大きな負担になることから、国が自治体に対して十分な財政支援を行うこと。また、自治体における予算編成の際に参考となるよう、補助金基準額を事前に提示すること。
- ②マイナンバーカード交付円滑化計画が終了した後においても、マイナンバーカードの交付等に係る事務費について、国において必要な予算を十分に確保し、自治体への補助金制度を創設、維持拡充するなど財政支援を行うこと。
- ③マイナンバーカード保有者自らが、例えば自身のスマートフォンやコンビニ等に設置されたキオスク端末により、オンラインで電子証明書の更新処理や暗証番号の再設定を行えるよう、法制度やシステムの更新を検討すること。
- ④国外転出者によるマイナンバーカード等の利用開始に向けて、必要となるシステム改修費や事務作業に伴う人件費など、国が自治体に対して十分な財源措置を行うこと。また、関係するスケジュール等については、自治体に迅速な情報提供を行うこと。
- ⑤社会保障・税番号制度については、国家的な情報基盤を整備するためのものであることから、今後、マイナンバーカードの利活用を促進するための新たな経費が生ずるときは、制度に係るシステム改修費用や事務の必要経費を全額国庫負担とし、制度のスケジュール等について自治体に迅速な情報提供を行うこと。
- ⑥マイナンバーカードの有効期限満了直前に再交付申請を行ったもの及び券面が満欄になった理由により再交付申請を行ったもの等本人に責がない理由により再発行申請している場合については、再交付手続が完了するまでの間、マイナンバーカードの有効期限を延長できるよう手続を整備すること。

◆詳細説明

令和2年9月から開始されたマイナポイント事業、それに続き、令和3年11月19日に国において「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、マイナポイント第2弾の実施や健康保険証との一体化などの国の施策を受けて、マイナンバーカードの申請・交付等の件数が急増している。

各自治体では、国が掲げる「令和4年度末までにほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得する」という目標を踏まえ、マイナンバーカード交付円滑化計画を策定し、

情報化施策関連分野（個別行政分野提言）

取得促進に取り組んできたところであるが、令和5年度以降についても、様々な事情でマイナンバーカードを取得できなかった方に対して、引き続き取得の機会を積極的に提供する必要があるため、電子証明書(公的個人認証)の更新やマイナンバーカード交付等の事務経費、人員や会場の確保にかかる経費等について自治体の負担が生じないように、十分な財政支援を行うこと。併せて、各市町村の事務効率化に資する先進都市の取組事例の情報共有や適切な助言など、支援の充実を図ること。

また、令和元年5月31日に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」により、国外転出者についてもマイナンバーカードを利用できるよう措置を講じることとされた。マイナンバーカードの利用拡大に伴うシステム改修や事務に要する経費は、全額国庫負担とし、関係するスケジュール等については、自治体に対して速やかに情報提供を行うこと。

さらに、マイナンバーカードの普及率を高めて維持していくためには、住民がマイナンバーカードの必要性を実感するような、中長期的な利活用の仕組みが必要であることから、ほぼ全ての国民のマイナンバーカード利活用につながるような、新規性・モデル性が高く、全国の自治体への普及展開が見込める先進的な施策に対する補助金制度を創設すること。

東日本大震災関係

1. 被災自治体に対する財政支援等について

東日本大震災に関連して必要となる事業や新たな課題に対応するため被災自治体の財政需要の変化を的確に捉え、復興に要する経費に対する財源措置の充実及び継続的な確保を図るとともに、交付金制度等の運用に当たり、被災自治体が地域の実情を勘案し、必要と考える事業を柔軟に実施できるよう、国において、次の財政支援等を講じること。

- ①「地震・津波被災地域」「原子力災害被災地域」を区分して、支援期間や対象地域を一律に設定するのではなく、地域の実情を勘案し、被災者支援総合交付金等による支援を継続すること。
- ②地方創生と連動した施策展開を図るため、被災地が必要と考える地域の実情に応じた取組を幅広く対象とするような復興・創生交付金制度の構築を図ること。
- ③震災復興特別交付税について、引き続き、地方財政計画において通常収支とは別枠で整理し、十分な予算措置を講じること。
- ④岩手県、宮城県及び福島県の特定被災区域の国保保険者に対する特別調整交付金による財政支援について、令和6年度以降も継続すること。
- ⑤企業誘致や設備投資と雇用促進により、東日本大震災からの復興の加速化を図るため、復興特別区域制度を令和6年度以降も継続するとともに、税制優遇措置の対象に事業所税を加えること。
- ⑥災害援護資金貸付制度について、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、被災自治体の負担軽減に向けた制度の見直しを行うこと。

また、借受人に対する支払猶予について、各自治体が支払猶予を認めた場合、国・県においては各自治体に対し支払猶予とすること。

◆詳細説明

被災者支援については、被災者一人一人の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援が必要であり、自治体による被災者生活支援の相談窓口の設置や、被災地域のコミュニティ形成支援など、被災者ごとに必要な支援内容や対応が異なることから、一律的な支援期間の設定をせずに、現場主義を徹底しながら地域の実情を勘案し、被災者支援総合交付金等による支援を継続して実施すること。

震災発生から12年が経過した現在では、これまでの基盤整備だけではなく、観光振興や産業振興などの賑わいの再生・創出に係る取組や地方創生と連動した施策展

開が一層重要となっていることから、被災地が必要と考える地域の実情に応じた取組(※1)を幅広く対象とするような復興・創生交付金制度(※2)を構築すること。

※1:例えば、福島県内の避難指示区域外における有害鳥獣、特にイノシシの被害防止体制強化、高速交通網を生かして、より広域的に大学とも連携した福島イノベーション・コースト構想の推進、移住・定住の促進など。

※2:令和3年度に創設された風評払拭に向けた各市町村の取組を支援する福島再生加速化交付金(地域魅力向上・発信支援事業)について、現行制度では、主に福島県外に対して地域の魅力を継続的に発信する環境整備についての支援となっているが、福島県内向けの事業を含め、地域の実情に応じた取組も幅広く対象とすること。

震災復興特別交付税について、必要な復興事業が完了するまで、引き続き、地方財政計画において通常収支とは別枠で整理し、十分な予算措置を講じること。

現在、厚生労働省は、東日本大震災の影響により医療費が伸びている岩手県、宮城県及び福島県の特定被災区域の国保保険者に対し、医療費増加に伴う負担増分の8/10を特別調整交付金で財政支援することとしている。

これは、東日本大震災で体調を崩した被保険者が治療を受けるなど医療費が伸びている現状を鑑み、保険者の責めに帰することのできない特別な事情を考慮して行われている予算措置として実施されているが、今後も財政支援を継続すること。

東日本大震災からの復興に資することから、平成24年4月20日に福島県における「ふくしま産業復興投資促進特区」が国に認定されるなど、法人税や固定資産税等の税制優遇措置が実施されているところであるが、中核市等の人口30万人以上の都市が課す事業所税については、優遇措置の対象とされておらず、企業の誘致や設備投資等において足かせとなっている。

また、復興特別区域制度については、令和6年3月31日までの間に指定を受けた事業者等が対象とされている。

については、地域経済の中核都市である中核市において、更なる企業誘致や設備投資と雇用促進を図るため、復興特別区域制度を令和6年度以降も継続するとともに、税制優遇措置の対象に事業所税を加えること。

災害援護資金貸付金について、未償還金が発生した場合、借受人への償還免除が認められれば、市町村から県に対する償還についても同じく免除とすることが可能となる。

しかし、東日本大震災における貸付において、償還免除が認められる理由は、「借受人が死亡したとき」「重度障害により償還することができなくなったと認められるとき」「支払期日から10年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、か

つ、償還金を支払うことができる見込みがない場合」「借受人が破産手続き開始の決定等を受けたとき」のみであり、当該事由に当てはまらない場合は、市が負担し、償還することとなる。

そのため、未償還金発生時の財政負担や回収に係る市町村の事務負担が依然として大きいことから、地方財政措置や所在不明者などの回収困難な案件への償還免除適用の緩和など、被災自治体の負担軽減に向けた制度の見直しを引き続き行うこと。

また、災害援護資金貸付金に係る償還金支払猶予者の対応について、現状、市町村が借受人に対し無資力等を理由に支払猶予を認めた場合であっても、国・県においては市町村に対して支払猶予とはせず、償還期限が到来したら全額償還となっている。

償還免除になるには、無資力等の状態を10年間確認しなければならないことを考慮し、市町村が支払猶予をした者については、国・県においても支払猶予とすること。

(参考)

福島再生加速化交付金（復興庁原子力災害復興班）

令和5年度概算決定額 602億円【復興】

（令和4年度当初予算額701億円）

事業イメージ・具体例

(1)対象区域

避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

(2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○被災12市町村への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化 <ul style="list-style-type: none"> ・生活拠点等の整備（特定復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等） ・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ・営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等） ・新たな住民の移住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> ○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 <ul style="list-style-type: none"> ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレリーダーの養成等） ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ○既存ストック（空き地・空き家等）を活用したまちづくり支援 <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

原子力発電所事故関係

1. 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による長期避難者について

原子力発電所事故による長期避難者について、国は責任を持って次の事項に対応すること。

- ①避難指示区域等からの長期避難者については、住民票を「避難元自治体に置いたままで差し支えない」とされているが、避難者への適切な行政サービス提供の観点などから、避難を余儀なくされている長期避難者の心情に最大限配慮しつつ、帰還する意思のない長期避難者などについては、居住地の帰属のあり方等について、改めて方向性を示し、課題解決に努めること。
- ②総務省の全国避難者情報システムに基づく避難者登録制度について、避難の実態を把握し、実効性を確保すること。

◆詳細説明

原子力発電所事故による長期避難者の受入れに係る住民票の扱いについては、「避難者の現状がやむを得ず避難先で生活を送るしかないという状況であり、かつ主観的な居住の意思が避難元市町村にある状況であることから、避難元市町村に置いたままで差し支えない」との見解が示されている。

しかし、震災から12年が経過し、復興公営住宅の入居や避難先での住宅再建など様々な状況変化が見られる中、原発避難者特例法に基づく避難者への行政サービスの提供について支障が生じてきており、地方自治の基本となる住民票の取扱が改めて問われているとともに、受入れ市町村住民の税負担の不公平感にもつながるなど、避難者と受入れ市町村住民との融和にも大きな障害となっている。さらには、新たな災害発生時における情報提供や状況把握・支援等に支障を来すことから、避難者への適切な行政サービス提供などの課題解決に向けて、国等の住民意向調査の結果等を踏まえ居住地の帰属のあり方等について、改めて方向性を示し、課題解決に努めること。

東日本大震災により市外に避難している方については、総務省の全国避難者情報システムに基づく届出により避難者名簿が作成され、福島県及び避難先・避難元自治体において情報の共有を図りながら、避難先での見守り活動や避難者に対する意向調査、避難元自治体からの行政情報の提供等、様々な支援が行われている。

しかしながら、避難の終了や避難先の変更が生じているものの避難者からその旨の届出がないことで、避難元自治体が行政情報を送付した際、居住実態がなく、返戻されるケースが多発しており、復興庁と福島県が令和3年3月適切な登録を呼びかける文書を発送しているが、3割返戻があった。

このように、避難者名簿に正確性を欠き、居住実態が把握できない世帯が多い状

原子力発電所事故関係

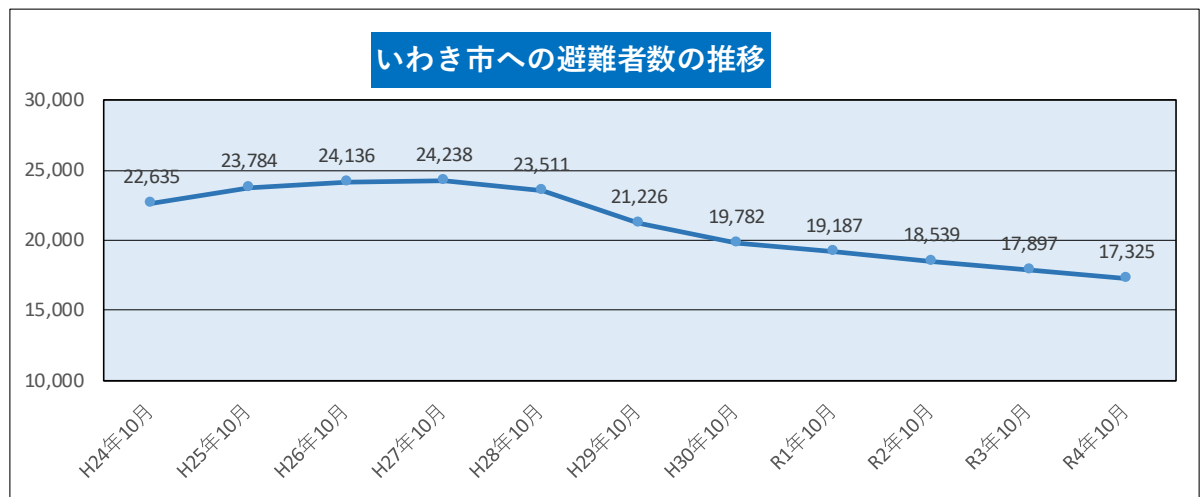
況では、福島県及び避難先・避難元自治体が行っている避難者への支援に支障が生じるため、全国避難者情報システムに基づく避難者登録制度について、避難の実態を十分に把握できるよう、実効性を確保すること。

① 長期避難者に係る住民登録制度関係

■ 避難者へ提供する行政サービスの区分

区 分	特定の個人を対象とした事務			域内処理の事務 (特定の個人を対象としない事務)
	原発避難者特例法により提供する事務		居住地主義 の事務	
	特例事務 (避難先の義務)	任意提供事務 (避難先の努力義務)		
主な事務	保育所入所、 区域外就学など、 保健・福祉、教育 分野の11の法律 268事務	配食サービス、 学校給食の提供 など、保健・福祉、 教育分野を中心に 50事務	生活保護など	ごみ処理や 上下水道の利用、 道路・公園 消防・救急の利用な ど
提供開始	H24.1～	H24.2～	—	—

■ (参考)いわき市への避難者数の推移



原子力発電所事故関係

② 総務省の全国避難者情報システムに基づく避難者登録制度 関係

- いわき市からの避難世帯のうち、居住実態が把握できない世帯
(令和4年12月末時点)

世帯種別	世帯数 (避難住民)	割合	世帯数 (特定住所 移転者)	割合
居住実態が把握できない世帯(A)	144 世帯	63%	573 世帯	60%
情報発信送付世帯数(B) ※(A)を除く ※R4.12.7 発送分	85 世帯	37%	377 世帯	40%
避難住民世帯数((A)+(B)) ※R4.12.1 現在	229 世帯	100%	950 世帯	100%

- 避難者情報システムに基づく避難者登録の流れ

避難されている皆様へのお願い

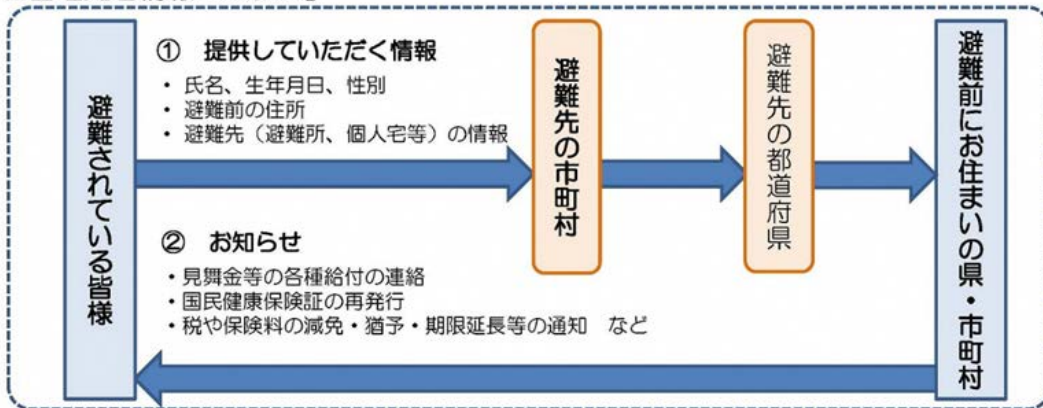
全国の市町村で
平成23年4月25日
までに
受付開始 (※)

① 避難先の市町村へ、ご自身の情報をご提供ください。

② 避難前にお住まいの県や市町村からさまざまなお知らせをお届けできるようになります。

※ 受付開始時期など詳しくは、避難先の市町村へお問い合わせください。

【全国避難者情報システム】



2. 原子力発電所の確実な安全対策について

原子力発電所事故の収束及び廃炉は、国の責務であることを強く認識し、次の事項について、主体的に全力を挙げて取り組むこと。

- ①「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づく万全な体制で、着実に廃炉作業に取り組むこと。
- ②福島第一及び第二原子力発電所の安全かつ着実な廃炉について、国の責任による盤石な体制を構築するとともに東京電力ホールディングス(株)に対する監視体制を強化すること。
- ③狭いエリアに集中的に配置されているリアルタイム線量測定システムの今後の取扱いについては、市民の意見をよく聴き、地域の実情を踏まえ丁寧に対応するとともに、配置基準や諸手続を示すこと。
- ④福島第一原子力発電所に係る汚染水対策について、厳格な海洋モニタリングを行うなど万全な対応を行うこと。
- ⑤ALPS 処理水の海洋放出は日本全体の問題との認識のもと、国内外からの理解が得られるよう最大限の努力を払うこと。また、その実施に当たっては、透明性のある情報開示を行い、風評が生じないように、国が責任をもって実効性ある対策を講じること。
- ⑥着実な廃炉作業の推進に向け、作業員の安全を確保するとともに適切な労働環境の整備を図ること。
- ⑦原子力災害広域避難計画の実効性を確保するため、同計画策定における関係省庁や都道府県との調整に国が積極的に関与すること。

◆詳細説明

福島第一及び第二原子力発電所の数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの周辺住民が不安を抱えた生活を強いられることから、国及び東京電力ホールディングス(株)の責任において、確実な安全対策を講じること。

福島第一原子力発電所の廃炉作業は、前例のない長期に及ぶ取組であり、全ての作業工程において、極めて慎重かつ万全な安全対策が求められることから、東京電力ホールディングス(株)に対し、福島第一原子力発電所における確実な汚染水対策や多核種除去設備等でトリチウム以外の放射性物質を浄化処理した水(ALPS処理水)の海洋放出に係る関係者の理解醸成、確実な安全対策及び現場作業員の適正な労働環境を確保すること。また、国においては、原子力政策を推進してきた責任に基づき、福島第一原子力発電所の廃炉作業に対し前面に立つ姿勢を、より明確かつ具体

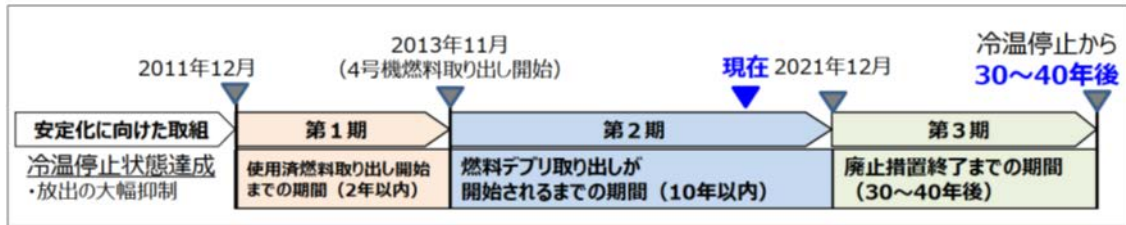
原子力発電所事故関係

的に示すこと。

令和元年5月に原子力規制委員会は、リアルタイム線量測定システムについて、「当面設置を存続させることを基本とする。なお、狭いエリアに集中的に配置されているものについては、全ての除去土壌等が撤去された後、関係市町村の理解を得ながら、当該市町村において配置の適正化を図ることとする。」と決定したが、それ以降適正化の基準や諸手続について提示がないことから、地域の実情を踏まえ今後の取扱について示すこと。

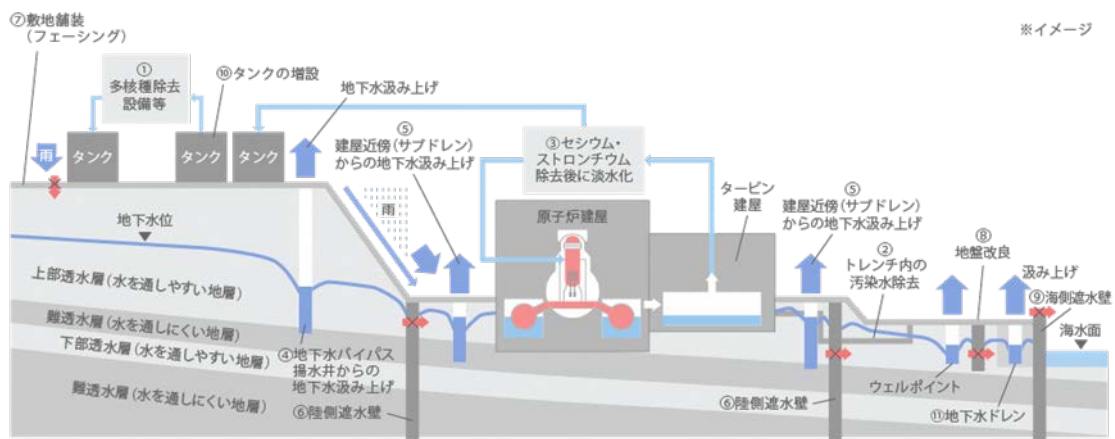
原子力災害時の広域避難計画においては、高速道路パーキングエリアを活用したスクリーニングの実施など、都道府県や関係省庁間の調整が必要となることから、計画の実効性を確保するため、国が積極的に関与すること。

<現行中長期ロードマップの主要工程>



出典：第4回廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議

■汚染水対策



出典：東京電力ホールディングス株

3. 除染対策について

除染を推進するため、次の事項について、国は責任をもって対応すること。

- ①搬出困難物件への対応に係る財政措置と支援及び仮置場解消後の整備等に係る財政措置を継続して行うこと。
- ②除染担当部局が廃止された後に、新たに発生した事案に対し、国の責任において迅速かつ確実な除染等の対応ができる体制や制度の構築を図ること。
- ③個人等が自ら実施した除染に係る費用等に対する賠償について、平成24年10月1日以降も賠償の対象期間とするよう、原子力損害賠償に係る中間指針へ追補すること。
- ④「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」の周知、広報等を図り、当該制度に基づく登録をするよう充実を図ること。

◆詳細説明

個別の事情により搬出が未了となり現場保管されている除去土壌の搬出等について、財政措置を講じるとともに搬出先仮置場の確保等の支援を行うこと。仮置場等での利用を終えた後において、当該用地又はその近隣用地に地域住民の福祉向上に資する施設等を整備する場合について、財政措置を講じること。また、仮置場等の土地返還後、従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における損失や、仮置場造成のために設置した調整池等の災害予防施設の維持管理費用についても、財政措置を講じること。

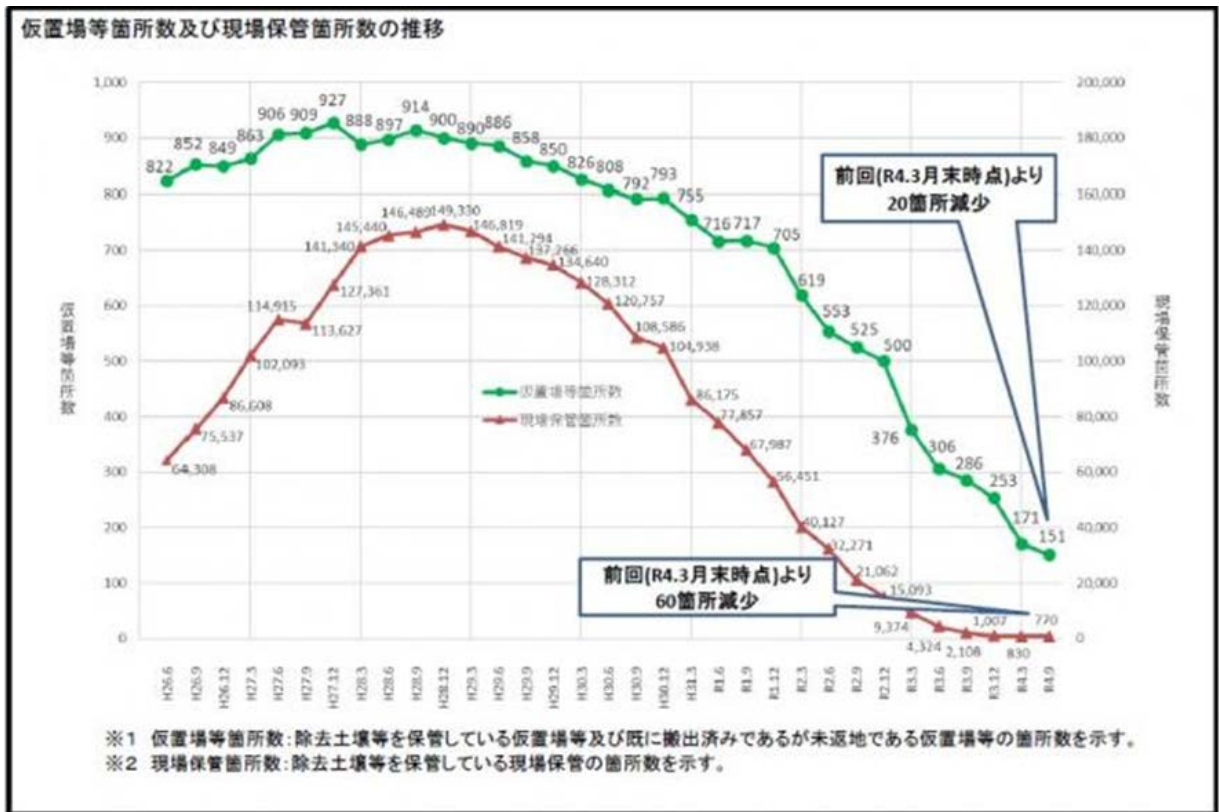
県内においては、除染事業が完了し、「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定解除がなされ、除染担当部局が廃止を迎える市町村がこれまで以上に多くなる。しかし、当該部局が廃止後に放射性物質汚染が発見された場合や住民の放射線に対する不安に対しても、これまでと同様の線量低減作業や要望集約等が速やかに実施されるように、除染事業完了後においても国が主体となって対応する制度を構築すること。

平成26年9月18日に東京電力株が示した個人等が自ら実施した除染に係る費用等については、賠償の対象となる期間が平成23年3月11日から平成24年9月30日までと限定されていることから、それ以降についても賠償の対象とすること。

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」に除染等事業者等が登録することにより、従事者一人ひとりの累積被ばく線量等を散逸することなく長期間保管することが可能になることから、当該制度の運用開始前後、除染特別地域内外にかかわらず、全ての除染等事業者が速やかに制度に登録するよう、国が主体となり、周知、広報等を行い、制度の充実を図ること。

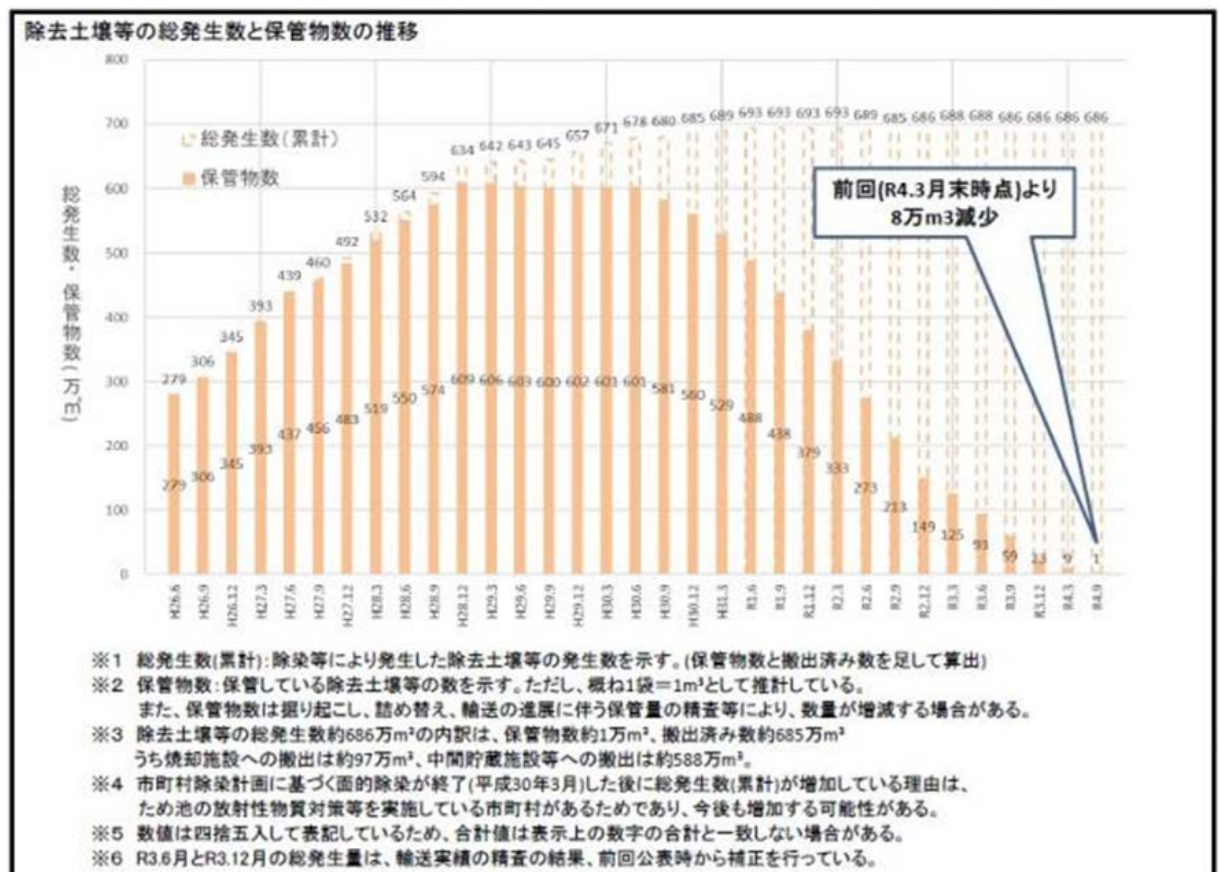
原子力発電所事故関係

■仮置場等箇所数及び現場保管箇所数の推移



出典：ふくしま復興情報ポータルサイト

■除去土壌等の総発生数と保管物数の推移



出典：ふくしま復興ポータルサイト

4. 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について

原子力発電所事故に伴う風評が、農林水産物の販売や観光誘客等に大きな影響を及ぼしており、令和3年4月13日に決定された多核種除去設備等処理水に係る政府方針により、風評は更に深刻になることが危惧される。

こうした経緯を鑑み、国は、責任を持ち、かつ前面に立って、実効ある風評対策を実施するとともに、風評を克服するため主体的に取り組む市や関係業界等に対し、最大限の支援を行うこと。

◆詳細説明

原子力発電所事故に伴う放射性物質飛散により、原発事故被災地においては、農地除染や放射性物質の吸収抑制対策の実施、出荷前の放射性物質検査の実施により、放射性セシウムの基準値を超えた農産物が出荷されないよう対策をとっているところである。

漁業は、沿岸漁業において、国の出荷制限魚種を除く魚種の操業が行われ、漁獲された魚は、漁協による自主検査後出荷されている。

しかしながら、農林水産物の販売額及び販路は未だ原発事故前の水準までに回復していないのみならず、放射性物質検査に係る費用や検査所までの持込み費用などについて、生産者が多大な負担を強いられており、また、水産物の自主検査は操業の拡大に伴い、更なる検査体制の充実が必要となるなど、課題が多様化しているところである。

また、観光産業、特に宿泊業においては、入込客数が事故前の水準まで回復せず、深刻な損害を受けている状況にある。

国においては、令和3年度に福島県内の市町村等の創意工夫による「風評払拭」に向けた取組を支援するための交付金制度を新たに構築したが、今後も財政支援を継続すること。

加えて、放射線に関する正しい知識や食品中の放射性物質に関する検査結果等が必ずしも国民一般に対して十分に周知されていなかったとの反省に立ち、平成29年12月12日に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、政府全体の戦略の下に各府省庁が、連携して取組を実施しているところであるが、引き続き、早期に国内外における風評が払拭されるよう、強化戦略を踏まえ、より効果的な取組を進めること。

令和3年4月13日に、国は多核種除去設備等処理水の海洋放出方針を決定したが、国内外に安全性が正しく理解されなければ市民が風評被害を被ることは避けられない。令和5年3月に発表した福島県内の報道機関が実施した県民世論調査においても、この方針の国内外での理解が広がっているかを尋ねたところ、「全く広がって

原子力発電所事故関係

いない」が11.7%、「あまり広がっていない」が38.9%に上っており、昨年同時期に実施した調査と比べても大きく変わっておらず、依然として国内外の理解が浸透していない実態が浮き彫りとなっていることを踏まえ、方針を決定した国が、責任をもって、自らが前面に立って風評対策を実施するとともに、風評を克服するため主体的に取り組む市や関係業界等に対し、最大限の支援を行うこと。